

平成二十七年政令第三百四十三号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置（第三条―第二十号）
第三章 厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置
第一節 厚生年金保険法による保険給付等に関する事項
第一款 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の読替え等に関する事項（第二十一条―第二十六条）
第二款 再評価率の改定等に関する事項（第二十七条―第三十二条）
第三款 高齢厚生年金の在職支給停止等に関する事項（第三十三条―第五十九条）
第四款 障害厚生年金及び障害手当金の支給要件に関する事項（第六十条―第六十三条）
第五款 遺族厚生年金の支給要件に関する事項（第六十四条・第六十五条）
第六款 加給年金額の加算要件等に関する事項（第六十六条・第六十七条）
第七款 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る給付に関する規定の適用等に関する事項（第六十八条―第七十七条）
第八款 改正後厚生年金保険法等の適用に係る平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項等に規定する給付に関する事項（第七十八条―第八十四条）
第二節 共済組合の組合員であった者に支給する高齢厚生年金等に関する事項（第八十五条―第八十七条）

第三節 脱退一時金に関する事項（第八十条・第九条）
第四章 費用の負担に関する経過措置（第一百条―第一百六条）
第五章 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する経過措置（第一百七条―第二十三条）

附則 第一章 総則（趣旨）

第一条 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）の施行に伴い、厚生年金保険の被保険者期間、改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算及び支給停止、改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に関する規定の適用等に関し必要な経過措置を定めるものとする。（定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）をいう。
二 改正後厚生年金保険法 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
三 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
四 改正前国共済法 平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。
五 なお効力を有する改正前国共済法 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。
六 国共済施行法 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）をいう。
七 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五

号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
八 改正前地共済法 平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。
九 なお効力を有する改正前地共済法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法をいう。
十 地共済施行法 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）をいう。
十一 旧地共済法 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
十二 改正前私学共済法 平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。
十三 なお効力を有する改正前私学共済法 平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法をいう。
十四 例による改正前国共済法 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。
十五 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六十号。以下「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。
十六 改正前国民年金法 平成二十四年一元化法附則第八十七條の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）をいう。
十七 改正後国民年金法 平成二十四年一元化法附則第八十七條の規定による改正後の国民年金法をいう。
十八 旧船員保険法 昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）をいう。

- 十九 改正前昭和六十年改正法 平成二十四年一元化法附則第八十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法をいう。
二十 改正後昭和六十年改正法 平成二十四年一元化法附則第八十八条の規定による改正後の昭和六十年改正法をいう。
二十一 改正前平成六年改正法 平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）をいう。
二十二 改正後平成六年改正法 平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の平成六年改正法をいう。
二十三 平成八年改正法 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）をいう。
二十四 平成十三年統合法 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）をいう。
二十五 廃止前農林共済法 平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。
二十六 廃止前昭和六十年農林共済改正法 平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。
二十七 改正前協定実施特例法 平成二十四年一元化法附則第六六条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号。以下「協定実施特例法」という。）をいう。
二十八 改正後協定実施特例法 平成二十四年一元化法附則第六六条の規定による改正後の協定実施特例法をいう。
二十九 平成二十五年改正法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）をいう。
三十 改正前厚年令 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号。以下「平成二十七年整備政

令」という。）

令」という。)第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)をいう。

三十一 改正後厚年令 平成二十七年整備政令第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令をいう。

三十二 改正前国年令 平成二十七年整備政令第二条の規定による改正前の国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)をいう。

三十三 改正後国年令 平成二十七年整備政令第二条の規定による改正後の国民年金法施行令をいう。

三十四 改正前昭和六十一年経過措置政令 平成二十七年整備政令第三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。)をいう。

三十五 改正後昭和六十一年経過措置政令 平成二十七年整備政令第三条の規定による改正後の昭和六十一年経過措置政令をいう。

三十六 改正前平成六年経過措置政令 平成二十七年整備政令第四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成六年政令第三百四十八号。以下「平成六年経過措置政令」という。)をいう。

三十七 改正後平成六年経過措置政令 平成二十七年整備政令第四条の規定による改正後の平成六年経過措置政令をいう。

三十八 平成九年経過措置政令 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号)をいう。

三十九 平成十四年経過措置政令 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)をいう。

四十 昭和六十一年国共済経過措置政令 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六号)をいう。

四十一 平成二十七年国共済経過措置政令 被

用者年金制度の一元化等を図るための厚生年

金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)をいう。

四十二 昭和六十一年地共済経過措置政令 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号)をいう。

四十三 平成二十七年地共済経過措置政令 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)をいう。

四十四 昭和六十一年農林共済改正政令 農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第六十七号)をいう。

四十五 沖縄特別措置令 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第六十六号)をいう。

四十六 改正前協定実施特例政令 平成二十七年整備政令第九条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成十九年政令第三百四十七号。以下「協定実施特例政令」という)をいう。

四十七 改正後協定実施特例政令 平成二十七年整備政令第九条の規定による改正後の協定実施特例政令をいう。

四十八 第一号厚生年金被保険者 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

四十九 第二号厚生年金被保険者 改正後厚生年金保険法第二条の五第二項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。

五十 第三号厚生年金被保険者 改正後厚生年金保険法第二条の五第三項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。

五十一 第四号厚生年金被保険者 改正後厚生年金保険法第二条の五第四項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。

五十二 第一号厚生年金被保険者期間 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。

五十三 第二号厚生年金被保険者期間 改正後厚生年金保険法第二条の五第二項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。

五十四 第三号厚生年金被保険者期間 改正後厚生年金保険法第二条の五第三項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。

五十五 第四号厚生年金被保険者期間 改正後厚生年金保険法第二条の五第四項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。

五十六 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者 改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者をいう。

五十七 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者の平成二十四年一元化法の施行の日(以下「施行日」という。)前における当該組合員であった期間(改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間を含む)をいう。

五十八 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間(改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む)をいう。

五十九 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者の施行日前における当該加入者であった期間(改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間を含む)をいう。

六十 旧国家公務員共済被保険者期間 平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間をいう。

六十一 旧地方公務員共済被保険者期間 平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間をいう。

六十二 旧私立学校教職員共済被保険者期間 平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規

定により第四号厚生年金被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。

六十三 改正前国共済年金 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。

六十四 改正前地共済年金 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。

六十五 改正前私学共済年金 平成二十四年一元化法附則第七十九條に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。

第二章 厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置

第三條 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格喪失の特例

第三條 当分の間、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第六條第一項第一号に該当する事業所又は事務所(以下この条において単に「事業所」という。)に使用されなくなった日又はその翌日に他の事業所に使用されるに至った場合において、当該使用されなくなった日又はその翌日に国家公務員共済組合法第三十七條第三項又は地方公務員等共済組合法第三十九條第三項の規定による国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員の資格の喪失及び取得がなかったときにおける改正後厚生年金保険法第十三條及び第十四條の規定の適用については、その者は当該他の事業所に使用されるに至った日前から引き続き当該他の事業所に使用されていたものとみなす。

(厚生年金保険の被保険者期間に関する経過措置)

第四條 平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間とみなされた次に掲げる期間については、改正後厚生年金保険法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三條の五第一項の規定による請求があつた場合において、改正前国共済法第九十三條の九第三項の規定により旧国家公務員共済組合員期間であつたものと

みなされた期間

二 昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六條の四第一項の規定による請求があつた場合

において、改正前国共済法第九十三條の九第三項の規定により旧国家公務員共済組合員期間であつたものと

みなされた期間

三 昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六條の四第一項の規定による請求があつた場合

において、改正前国共済法第九十三條の九第三項の規定により旧国家公務員共済組合員期間であつたものと

において、昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第二項の規定により旧国家公務員共済組合員期間であったものとみなされた期間

三 改正前地共済法第五十五条第一項の規定による請求があった場合において、改正前地共済法第七十条の三第三項の規定により旧地方公務員共済組合員期間であったものとみなされた期間

四 昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第一項の規定による請求があった場合において、昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の六第二項の規定により旧地方公務員共済組合員期間であったものとみなされた期間

五 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定による請求があった場合において、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第三項の規定により旧私立学校教職員共済加入者期間であったものとみなされた期間

六 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第一項の規定による請求があった場合において、同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第二項の規定により旧私立学校教職員共済加入者期間であったものとみなされた期間

二 改正前地共済法第七十条の七第一項の規定による請求があった場合において、同条第四項の規定により旧地方公務員共済組合員期間であったものとみなされた期間

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十三第一項

の規定による請求があった場合において、同条第四項の規定により旧私立学校教職員共済加入者期間であったものとみなされた期間(標準報酬に関する経過措置)

第五条 平成二十四年一元化法附則第五条の規定により施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者については、改正後厚生年金保険法第二十二條第一項の規定にかかわらず、施行日の前日における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、同項の規定により決定された厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

一 国家公務員共済組合の組合員 その者の平成二十四年一元化法附則第八條第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間の平成二十七年九月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた額

二 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 その者の平成二十四年一元化法附則第八條第一項の規定により第四号厚生年金被保険者期間の平成二十七年九月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた額

2 平成二十七年十月から平成二十八年八月までの間に前項第一号に掲げる者について国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)第五條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十條第十項、第十二項若しくは第十四項の規定に基づき標準報酬(同条第一項に規定する標準報酬をいう。)の改定が行われた場合又は前項第二号に掲げる者について私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十八号)第一條の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二條第十項、第十二項若しくは第十四項の規定に基づき標準報酬月額(同条第一項に規定する標準報酬月額をいう。)の改定が行われた場合は、改定後の当該標準報酬又は当該標準報酬月額の基礎となる報酬月額を当該改定が行われた月から平成二十八年八月(同年七月又は八月のいずれかの月に改定されたものについては、平成二十九年八月)までの各月の改正後厚生年金保険法による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなす。

第六条 平成二十四年一元化法附則第八條第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間又は

第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた次に掲げる額については、改正後厚生年金保険法第二十六條第一項の規定により標準報酬月額とみなされた同項に規定する従前標準報酬月額とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第七十三條の二第一項の規定により標準報酬の月額(改正前国共済法第四十二條第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。)とみなされた改正前国共済法第七十三條の二第二項に規定する従前標準報酬の月額

二 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十三條の二第一項の規定により標準給与の月額(改正前私学共済法第二十二條第一項に規定する標準給与の月額をいう。以下同じ。)とみなされた改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十三條の二第二項に規定する従前標準給与の月額

第七条 平成二十四年一元化法附則第八條第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた次に掲げる額については、同法第七十八條の六第一項の規定により改定され、又は決定された同法による標準報酬月額とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三條の五第一項の規定による請求があった場合において、改正前国共済法第九十三條の九第一項の規定により改定され、又は決定された標準報酬の月額

二 昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第一項の規定による請求があった場合において、昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第一項の規定により改定され、又は決定された換算標準報酬の月額(昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第一項に規定する換算標準報酬の月額をいう。以下同じ。)

三 改正前地共済法第五十五条第一項の規定による請求があった場合において、改正前地共済法第七十条の三第三項の規定により掛金の標準となった給料の額(改正前地共済法第四十四條第二項に規定する掛金の標準となった給料の額をいう。以下同じ。)とみなされた額

四 昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第一項の規定による請求があった場合において、昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の六第一項の規定により換算給料額(昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第一項に規定する換算給料額をいう。以下同じ。)とみなされた額に次条の数値を乗じて得た額

五 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定による請求があった場合において、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第一項の規定により改定され、又は決定された標準給与の月額

六 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第一項の規定による請求があった場合において、同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第一項の規定により改定され、又は決定された換算標準報酬の月額

2 平成二十四年一元化法附則第八條第二項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準給与額とみなされた次に掲げる額については、同法第七十八條の六第二項の規定により改定され、又は決定された同法による標準給与額とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三條の五第一項の規定による請求があった場合において、改正前国共済法第九十三條の九第二項の規定により改定され、又は決定された標準期末手当等の額(改正前国共済法第四十二條の二第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。)

二 改正前地共済法第五十五条第一項の規定による請求があった場合において、改正前地共済法第七十条の三第二項の規定により掛金の標準となった期末手当等の額(改正前地共済法第四十四條第二項に規定する掛金の標準となった期末手当等の額をいう。以下同じ。)とみなされた額

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第一項の

規定による請求があった場合において、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第二項の規定により改定され、又は決定された標準賞与の額（改正前私学共済法第二十三条に規定する標準賞与の額をいう。以下同じ。）

3 平成二十四年一元化法附則第八條第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた次に掲げる額については、同法第七十八條の第十四第二項の規定により改定され、又は決定された同法による標準報酬月額とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三条の十三第一項の規定による請求があった場合において、同条第二項の規定により改定され、又は決定された標準報酬の月額

二 改正前地共済法第七條の七第一項の規定による請求があった場合において、同条第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額とみなされた額に次条の數値を乗じて得た額

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十三第一項の規定による請求があった場合において、同条第二項の規定により改定され、又は決定された標準給与の月額

4 平成二十四年一元化法附則第八條第二項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準賞与額とみなされた次に掲げる額については、同法第七十八條の十四第三項の規定により改定され、又は決定された同法による標準賞与額とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三条の十三第一項の規定による請求があった場合において、同条第三項の規定により改定され、又は決定された標準期末手当等の額

二 改正前地共済法第七條の七第一項の規定による請求があった場合において、同条第三項の規定により掛金の標準となつた期末手当等の額とみなされた額

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十三第一項の規定による請求があった場合において、同条第三項の規定により改定され、又は決定された標準賞与の額

（平成二十四年一元化法附則第八條第一項の政令で定める數値）

第八條 平成二十四年一元化法附則第八條第一項の政令で定める數値は、一・二五とする。

2 前項の規定にかかわらず、旧地方公務員共済組合員期間のうち特別職の職員等（地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十八條に規定する特別職の職員等をいう。第二十七條第二項第一号ハにおいて同じ。）である組合員であつた期間に係る平成二十四年一元化法附則第八條第一項の政令で定める數値は、一とする。

（平成二十四年一元化法附則第八條第一項に規定する昭和六十年国共済改正法附則第九條等の規定の例により計算した額の端數処理）

第九條 平成二十四年一元化法附則第八條第一項に規定する次に掲げる規定の例により計算した額に一月未満の端數があるときは、これを四捨五入する。

一 昭和六十年国共済改正法附則第九條

二 昭和六十年地共済改正法附則第八條

三 昭和六十年私学共済改正法附則第四條

（三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に関する経過措置）

第十條 施行日の前日において三歳に満たない子を養育していた第二号厚生年金被保険者に対する改正後厚生年金保険法第二十六條第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者又は被保険者」とあるのは「第二号厚生年金被保険者又は第二号厚生年金被保険者」と、「被保険者でない」とあるのは「国家公務員共済組合の組合員でない」と、「被保険者であつた月」とあるのは「当該組合員であつた月」とする。

2 施行日の前日において三歳に満たない子を養育していた第三号厚生年金被保険者に対する改正後厚生年金保険法第二十六條第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者又は被保険者」とあるのは「第三号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者」と、「被保険者でない」とあるのは「地方公務員共済組合の組合員でない」と、「被保険者であつた月」とあるのは「当該組合員であつた月」とする。

3 施行日の前日において三歳に満たない子を養育していた第四号厚生年金被保険者に対する改正後厚生年金保険法第二十六條第一項の規定の適用については、同項中「被保険者又は被保険者」とあるのは「第四号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」と、「被保険者にあつた月」とあるのは「第四号厚生年金被保険者にあつた月」と、「被保険者でない」とあるのは「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者でない」と、「被保険者であつた月」とあるのは「当該加入者であつた月」とする。

第十一條 平成二十七年十月に三歳に満たない子を養育することとなつた厚生年金保険の被保険者に対する改正後厚生年金保険法第二十六條第一項の規定の適用については、同項中「被保険者でない」とあるのは「被保険者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下この項において「被保険者等」という。）でない」と、「被保険者であつた月」とあるのは「被保険者等であつた月」とする。

第十二條 平成二十七年十一月から平成二十八年十月までの間に三歳に満たない子を養育することとなつた厚生年金保険の被保険者（平成二十七年十月から当該子を養育することとなつた日の属する月の前月までの間に厚生年金保険の被保険者であつた月がある者を除く。）に対する改正後厚生年金保険法第二十六條第一項の規定の適用については、同項中「被保険者であつた月」とあるのは、「被保険者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下この項において「被保険者等」という。）でない」と、「被保険者であつた月」とあるのは「被保険者等であつた月」とする。

第十三條 施行日前に第一号若しくは第三号に掲げる改定及び決定が行われた者又は第二号に掲げる特例の適用を受けた者については、改正後厚生年金保険法第七十八條の十四及び厚生年金保険法第七十八條の二十の規定を適用する場合において、改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第一項中「被保険者期間を」とあるのは「被保険者期間並びに既に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保障給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第七十八條の二十

第七号及び第三項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十三條第一号及び第三号に掲げる改定及び決定が行われた被保険者期間並びに同条第二号に掲げる特例の適用が行われた被保険者期間を」と、厚生年金保険法第七十八條の二十第一項及び第三項中「決定が行われていない」とあるのは「決定並びに平成二十七年経過措置政令第十三條第一号及び第三号に掲げる改定及び決定並びに同条第二号に掲げる特例の適用が行われていない」とする。

一 改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定

二 改正前地共済法第七條の七第二項及び第三項の規定による掛金の標準となつた給料の額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に係る特例の適用

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準給与の月額及び標準賞与の額の改定及び決定

第十四條 改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第一項に規定する特定被保険者であつて、次に掲げる年金たる給付の受給権を有するものについて、同項、厚生年金保険法第七十八條の二十第一項及び第三項並びに厚生年金保険法施行令第三條の十一の規定を適用する場合において、改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第一項ただし書中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保障給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第十四條各号に掲げる年金たる給付（以下この条において「障害厚生年金等」という。）の受給権者」と、「当該

措置政令」という。）第十三條第一号及び第三号に掲げる改定及び決定が行われた被保険者期間並びに同条第二号に掲げる特例の適用が行われた被保険者期間を」と、厚生年金保険法第七十八條の二十第一項及び第三項中「決定が行われていない」とあるのは「決定並びに平成二十七年経過措置政令第十三條第一号及び第三号に掲げる改定及び決定並びに同条第二号に掲げる特例の適用が行われていない」とする。

一 改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定

二 改正前地共済法第七條の七第二項及び第三項の規定による掛金の標準となつた給料の額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に係る特例の適用

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準給与の月額及び標準賞与の額の改定及び決定

第十四條 改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第一項に規定する特定被保険者であつて、次に掲げる年金たる給付の受給権を有するものについて、同項、厚生年金保険法第七十八條の二十第一項及び第三項並びに厚生年金保険法施行令第三條の十一の規定を適用する場合において、改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第一項ただし書中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保障給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第十四條各号に掲げる年金たる給付（以下この条において「障害厚生年金等」という。）の受給権者」と、「当該

障害厚生年金」とあるのは「当該障害厚生年金等」とする。

- 一 改正前国共済年金のうち障害共済年金
- 二 改正前地共済年金のうち障害共済年金
- 三 改正前私学共済年金のうち障害共済年金
- 四 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合における二以上の種別の被保険者であった期間を有する当事者（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者又は改正後厚生年金保険法第三十三条の十三の規定により改正後厚生年金保険法第七十八条の三十五の規定の適用について二以上の種別の被保険者であった期間を有する者とみなされた者である第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。）及び第一号改定者（同項に規定する第二号改定者をいう。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項の規定による請求については、改正後厚生年金保険法第七十八条の三十五の規定は、適用しない。

- 一 二以上の種別の被保険者であった期間を有する当事者が、施行日前に、次のイからニまでのいずれかについて合意していたとき。
- イ 改正前厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定により標準報酬（改正後厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の改定又は決定の請求をすること及び同項第一号に規定する請求すべき按分割合
- ロ 改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び同項第一号に規定する請求すべき按分割合

- ハ 改正前地共済法第五十五条第一項の規定による離婚特例の適用の請求をすること及び同項第一号に規定する請求すべき按分割合
- ニ 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定により標準給与の月額及び標準賞与の額の改定又は決定の請求をすること及び同項第一号に規定する請求すべき按分割合

- 二 二以上の種別の被保険者であった期間を有する当事者の一方により施行日前に行われた

次のイからニまでに掲げる家庭裁判所に対する申立て及び施行日前に受けた当該イからニまでに掲げる情報の提供に基づき、家庭裁判所が、施行日前に、それぞれイからニまでに定める規定に規定する請求すべき按分割合を定めたとき。

- イ 改正前厚生年金保険法第七十八条の二第二項の規定により行われた家庭裁判所に対する申立て及び改正前厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定により受けた情報の提供（改正前厚生年金保険法第七十八条の五の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含む。）
- ニ 改正前厚生年金保険法第七十八条の二第一項第一号

- ロ 改正前国共済法第九十三条の五第二項（昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により行われた家庭裁判所に対する申立て及び改正前国共済法第九十三条の七第一項（昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により受けた情報の提供（改正前国共済法第九十三条の八（昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により行われた家庭裁判所に対する申立て及び改正前国共済法第九十三条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により受けた資料の提供を含む。）

- ハ 改正前地共済法第五十五条第二項（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により行われた家庭裁判所に対する申立て及び改正前地共済法第七十七条第一項（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含む。）
- ニ 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法第四十八条の二

- 二 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法第四十八条の二

の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により行われた家庭裁判所に対する申立て及び改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により受けた情報の提供（改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の八（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含む。）

改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号

- 二 二以上の種別の被保険者であった期間を有する当事者の一方により施行日前に行われた前号イからニまでに掲げる家庭裁判所に対する申立て及び施行日前に受けた当該イからニまでに掲げる情報の提供に基づき、家庭裁判所が、施行日以後に、改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項第一号に規定する請求すべき按分割合を定めたとき。

二 前項各号のいずれかに該当する場合において、二以上の種別の被保険者であった期間を有する当事者又はその一方が施行日以後に受給権を取得した改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間に係る標準報酬が改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定されたときは、当該二以上の種別の被保険者であった期間を有する当事者又はその一方の二以上の被保険者の種別（改正後厚生年金保険法第十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。）に係る被保険者であった期間を合算し、改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下「一の期間」とい。）に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、厚生年金保険法第七十八条の十第二項の規定を適用する。

二 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法第四十八条の二

第十六条 二以上の種別の被保険者であった期間を有する当事者であつて、施行日前に第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる改定若しくは決定が行われたもの若しくは第四号若しくは第五号に掲げる特例の適用を受けたもの又は施行日以後に第八号に掲げる改定若しくは決定（前条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）が行われたものについて、改正後厚生年金保険法第七十八条の二、第七十八条の四及び第七十八条の六並びに厚生年金保険法第七十八条の三の規定を適用する場合においては、改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（既に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第十六条第一号から第三号まで若しくは第六号から第八号までに掲げる改定若しくは決定が行われた被保険者期間又は同条第四号若しくは第五号に掲げる特例の適用が行われた被保険者期間を除く。次条第一項及び第七十八条の六において同じ。）と、改正後厚生年金保険法第七十八条の四第一項ただし書中「当該請求が」とあるのは「当該請求が当事者の有する全ての被保険者の種別に係る被保険者期間の一」とする。

- 一 改正前厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定又は決定
- 二 改正前国共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定
- 三 昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第一項の規定による換算標準報酬の月額の改定又は決定
- 四 改正前地共済法第七十七条の三第一項及び第二項の規定による掛金の標準となつた給料の額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に係る特例の適用
- 五 昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の六第一項の規定による換算給料額に係る特例の適用
- 六 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定による標準給与の月額及び標準賞与の額の改定又は決定

- 二 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定による標準給与の月額及び標準賞与の額の改定又は決定

- 二 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定による標準給与の月額及び標準賞与の額の改定又は決定

七 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第一項の規定による換算標準報酬の月額改定又は決定

八 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定又は決定

(特定被保険者に関する経過措置)

第十七条 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「被保険者であつた者及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第七條第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を有する者」とする。

第十八条 改正後厚生年金保険法第三十六条の二の規定は、平成二十七年十月以後の月分として支給される厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払額について適用する。

2 改正後国民年金法第十八条の二の規定は、平成二十七年十月以後の月分として支給される国民年金法による年金たる給付の支払額について適用する。

(年金の支払の調整に係る経過措置)

第十九条 次に掲げる年金たる給付(以下この条において「乙年金」という。)の受給権者が厚生年金保険法による年金たる保険給付(当該乙年金を支給する実施機関(改正後厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。))と同一の実施機関により支給されるものに限る。以下この条において「甲年金」という。)の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

一 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額

二 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付

三 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額

四 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付

五 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付

六 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付

2 乙年金の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として乙年金の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この項において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき甲年金があるときは、主務省令で定めるところにより、甲年金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができ。

3 第一項に規定する内払又は前項の規定による充当に係る額の計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。

4 前二項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる乙年金の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一 第一項第一号及び第二号に掲げる給付 財務省令

二 第一項第三号及び第四号に掲げる給付 内閣府令・総務省令・文部科学省令

三 第一項第五号及び第六号に掲げる給付 文部科学省令

(第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者が受けた賞与に係る特例)

第二十条 当分の間、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者が賞与(改正後厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この条において同じ。)を受けた月に当該第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格を喪失した場合であつて、当該資格を喪失した日の属する月に再び第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格を取得したときは、当該賞与は、新たに取得した資格の被保険者の種別に係る被保険者期間の計算の基礎となる各月に受けた賞与とみなす。

第三章 厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置

第一節 厚生年金保険法による保険給付等に関する事項

第一款 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の読替等に関する事項

(改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置)

第二十一条 改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付については平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法等の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前厚生年金各前共済年金	改正前厚他の被用者年金たる年金	改正前厚他の被用者年金各前共済年金	改正前厚他の被用者年金各前共済年金	改正前厚他の被用者年金各前共済年金	改正前厚他の被用者年金各前共済年金
第三章 厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置	第二十一条 改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付については平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法等の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第三十三条 改正前厚他の被用者年金たる年金	改正前厚他の被用者年金たる年金	改正前厚他の被用者年金たる年金	改正前厚他の被用者年金たる年金
第十八条第三法による年金たる給付	受給権者基準日の属する月前のその権利を有する月	改正前厚他の被用者年金たる年金	改正前厚他の被用者年金たる年金	改正前厚他の被用者年金たる年金	改正前厚他の被用者年金たる年金
第二十条 当分の間、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者が賞与(改正後厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この条において同じ。)を受けた月に当該第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格を喪失した場合であつて、当該資格を喪失した日の属する月に再び第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格を取得したときは、当該賞与は、新たに取得した資格の被保険者の種別に係る被保険者期間の計算の基礎となる各月に受けた賞与とみなす。	受給権者基準日の属する月前のその権利を有する月	改正前厚他の被用者年金たる年金	改正前厚他の被用者年金たる年金	改正前厚他の被用者年金たる年金	改正前厚他の被用者年金たる年金

改正前厚 私立学校 な効力を有する平成二十 年令第三 教職員共 四年一元 化法改正 前私学共 二第五号 和二十八 法附則第 七十九條 の規定に 年法律第 七よりな おその効 力を有す る二百四 十ものと された平 成二十四 年一元化 法第四條 の規定に よる改正 前の私立 学校教職 員共済法 (昭和二 十八年法 律第二百 四十五号)をいう。 以下同じ。	国家公務 例による 平成二十 四年一元 化法改正 前国共済 法(私立 学校教職 員共済法 第四十八 條)の二の 規定によ りその例 によるこ ととされ る平成二 十四年一 元化法附 則第三十 七條第一 項の規定 によりな おその効 力を有す るものと された平 成二十四 年一元化 法第二條 の規定に よる改正 前の国家 公務員共 済組合法 をいう。以下同じ。	改正前厚 法第四十 な効力を 有する平 成二十年 令第三十 六條第六 項(法第 四十六條 第六項)な お効力を 有する平 成二十四 年一元化 法改正前 厚年法 元化法改 正前厚年 法	改正前厚 その全額 障害を支 給事由と する給付 であつて その全額 ものを	改正前厚 に限り 若しくは 平成二十 四年一元 化法附則 第三十五 條第一項 の規定に よる読み 替えられ た法の規 定により 支給され るもの若 しくは平 成二十四 年一元化 法附則第 五十九條 第一項(同 條第二項 の規定に よる適用 する場合 を含む)の 規定の適 用を受ける ことにより 支給され るものに 限る	改正前厚 国家公務 組前国共 済年(平成 二十四年 一元化法 附則第三 十七條	改正前厚 国家公務 組前国共 済年(平成 二十四年 一元化法 附則第三 十七條
改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法
改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法
改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法	改正前厚 地方公務 員共済法 第六十一 條第一項 の規定に よる平成 二十四年 一元化法 改正前厚 年法

金保険法第四十四条第一項の規定により加給年金額が計算されたときは、当該障害年金については、昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十四條第三項において準用する旧厚生年金保険法第四十六條第四項及び第五項の規定は適用せず、改正後厚生年金保険法第四十六條第六項の規定を準用する。

第二十三條 昭和六十年改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付については平成二十四年一元化法附則第十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法等の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前昭和管 六十年改正掌 法附則第五 十六條第七 項及び第八 項	旧船員保険法	実施者
改正前昭和 六十年改正 六十一 年経被 過措置政 令用 第八十六 條	厚生年金保険法	平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七條第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九條に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。）のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一條

第一項若しくは第六十五條第一項の規定による障害共済年金

2 昭和六十年改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付については、次に掲げる規定を適用する。

- 一 改正後昭和六十年改正法附則第八十七條第二項及び第六十一條
- 二 改正後昭和六十年改正法附則第八十七條第三項及び第六十一條

3 昭和六十年改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金については、施行日以後に同条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十一條ノ二の規定により加給金が計算されたときは、当該障害年金については、昭和六十年改正法附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十四條ノ三第四項において準用する旧船員保険法第三十八條第四項及び第五項の規定は適用せず、改正後厚生年金保険法第四十六條第六項の規定を準用する。

(改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第二十四條 改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（施行日の前日において当該老齢厚生年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前厚生年金保険法第四十四條の第三項の申出をしていない者に限る。次項において同じ。）であつて、改正前国共済年金のうち退職共済年金、改正前地共済年金のうち退職共済年金、改正前私学共済年金のうち退職共済年金又は平成十三年統合法附則第十六條第四項に規定する移行農林共済年金（第八十三條の二において「移行農林共済年金」という。）のうち退職共済年金（以下「移行退職共済年金」という。）（以下この項、第八十三條第一項及び第八十四條において「改正前退職共済年金」という。）の受給権を有するもの（当該改正前退職共済年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前国共済法第七十八條の第二項、改正前地共済法第八十條の第二項、改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法第七十八條の第二項又は平成十三年統合法附則第十六條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第四十四條の第三項の申出をしていない者に限る。）に係る当該老齢厚生年金については、平成二十四年一元化法附則第十二條第二項の規定によりなおその効力を有するもの

のときとされた改正前厚生年金保険法第四十四條の第三項の規定を適用する場合においては、同項の申出は、なお効力を有する改正前国共済法第七十八條の第二項、なお効力を有する改正前地共済法第八十條の第二項、なお効力を有する改正前私学共済法第二十五條において準用する例による改正前国共済法第七十八條の第二項又は平成十三年統合法附則第十六條第三項において準用する改正後厚生年金保険法第四十四條の第三項の申出と同時に併せて行われなければならない。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二十一條第一項の規定により読み替へられた平成二十四年一元化法附則第十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四條の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	有する者（平成二十四年一元化法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において当該老齢厚生年金の請求をしていない者であつて、かつ、この項の申出をしていない者に限る。）
第一項	有する者（平成二十四年一元化法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において当該老齢厚生年金の請求をしていない者であつて、かつ、この項の申出をしていない者に限る。）

（一）附則第十六條第四項に規定する移行農林共済年金（第三号において「移行農林共済年金」という。）のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつた場合

二 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつた場合

三 一年を経過した日が施行日以後にある場合であつて、当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金又は移行農林共済年金のうち退職共済年金（以下この項及び次項において「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等」といふ、当該老齢厚生年金の受給権を取得した日において、当該平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等の受給権を取得した日から起算して四年を経過した日以後にあるものに限る。）の受給権者であつた場合

四 一年を経過した日が施行日以後にある場合であつて、一年を経過した日において平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等の支給を受

<p>八 当該老齢厚生年金について前項の申出をしたときに前項の申出（この項の規定（この号を除く。）により次号から第四号までに定める日に申出があつたものとみなされる場合）にあつては、その日に、平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等について他の法令の規定により支給の繰下げの申出をすることができない場合</p> <p>二 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等について他の法令の規定により支給の繰下げの申出をしたときに前項の申出（この項の規定（この号を除く。）により次号から第四号までに定める日に申出があつたものとみなされる場合）にあつては、その日に、平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等について他の法令の規定により支給の繰下げの申出をすることができない場合</p> <p>三 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等について他の法令の規定により支給の繰下げの申出をしたときに前項の申出（この項の規定（この号を除く。）により次号から第四号までに定める日に申出があつたものとみなされる場合）にあつては、その日に、平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等について他の法令の規定により支給の繰下げの申出をすることができない場合</p> <p>四 五年を経過した日</p> <p>五 五年を経過した日</p>	<p>第一項 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金たる給付の受給権者となつた者、他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日</p> <p>二 五年を経過した日</p> <p>三 五年を経過した日</p> <p>四 五年を経過した日</p> <p>五 五年を経過した日</p>
---	---

<p>二 旧国共済法による退職年金若しくは減額退職年金、旧地共済法による退職年金若しくは減額退職年金、旧私学共済法による退職年金若しくは減額退職年金又は平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金（以下「移行農林年金」という。）のうち退職年金若しくは減額退職年金（以下この項及び第八十三条第三項において「退職年金等」という。）の受給権を有する者であつて、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものに係る当該老齢厚生年金について、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三の規定を適用する場合においては、退職年金等を同条第一項ただし書に規定する他の年金たる給付とみなす。</p> <p>（改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金に関する経過措置）</p> <p>第二十五条 改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者が、次に掲げる年金たる給付（前号に該当する者を除く。）他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日</p> <p>一 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等（当該老齢厚生年金の受給権を取得した日以前に受給権を取得したものに限る。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（当該五年を経過した日</p>	<p>日（施行日以後にある場合に限る。）後にある者（前二号に該当する者を除く。）平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日</p> <p>二 五年を経過した日</p> <p>三 五年を経過した日</p> <p>四 五年を経過した日</p> <p>五 五年を経過した日</p>
--	---

<p>二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による退職共済年金</p> <p>日（施行日以後にある場合に限る。）後にある者（前二号に該当する者を除く。）平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日</p> <p>二 五年を経過した日</p> <p>三 五年を経過した日</p> <p>四 五年を経過した日</p> <p>五 五年を経過した日</p>	<p>二 旧国共済法による退職年金若しくは減額退職年金、旧地共済法による退職年金若しくは減額退職年金、旧私学共済法による退職年金若しくは減額退職年金又は平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金（以下「移行農林年金」という。）のうち退職年金若しくは減額退職年金（以下この項及び第八十三条第三項において「退職年金等」という。）の受給権を有する者であつて、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものに係る当該老齢厚生年金について、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三の規定を適用する場合においては、退職年金等を同条第一項ただし書に規定する他の年金たる給付とみなす。</p> <p>（改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金に関する経過措置）</p> <p>第二十五条 改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者が、次に掲げる年金たる給付（前号に該当する者を除く。）他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日</p> <p>一 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等（当該老齢厚生年金の受給権を取得した日以前に受給権を取得したものに限る。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（当該五年を経過した日</p>
---	--

<p>（改正前厚生年金保険法による遺族厚生年金の額の計算に関する経過措置）</p> <p>第二十六条 改正前厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権者（次項に規定する者を除く。）が改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得した場合における当該遺族厚生年金の額の計算についての次に掲げる規定の適用については、当該老齢厚生年金を平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金令第三十条の十の二第一号に掲げる老齢厚生年金とみなす。</p> <p>一 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金令第三十条の十の二第一号及び第三項並びに第六十四条の三</p> <p>二 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金令第三十条の十の二第二号</p>	<p>（改正前厚生年金保険法による遺族厚生年金の額の計算に関する経過措置）</p> <p>第二十六条 改正前厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権者（次項に規定する者を除く。）が改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得した場合における当該遺族厚生年金の額の計算についての次に掲げる規定の適用については、当該老齢厚生年金を平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金令第三十条の十の二第一号に掲げる老齢厚生年金とみなす。この場合において、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金令第六十条第一項第二号の老齢厚生年金等の額の合計額を計算する場合における老齢厚生年金の額については、改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額とする。</p>
--	--

第二款 再評価率の改定等に関する事項

（平成二十八年年度における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号に掲げる率等の算定）

第二十七條 平成二十八年度における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の二第二項第二号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十三年度における改正前被用者年金被保険者等（改正前厚生年金保険法又は改正前共済各法（改正前国共済法、改正前地共済法及び改正前私学共済法をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は加入者をいう。以下同じ。）に係る改正前標準報酬額等平均額に對する平成二十六年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額の比率とする。

2 前項の平成二十三年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十三年度における次に掲げる額を合算した額を、平成二十六年度における改正前被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成（以下「改正前被用者年金被保険者等の性別構成等」という。）を平成二十三年度における改正前被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等（改正前厚生年金保険法及び改正前共済各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。以下同じ。）の等級の区分及び改正前標準賞与額等（改正前厚生年金保険法及び改正前共済各法に規定する標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下同じ。）の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによって補正した額

イ 各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る改正前厚生年金保険法に規定する標準報酬月額（厚生年金保険法第七十八條の六第一項又は第七十八條の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（厚生年金保険法第七十八條の六第二項又は第七十八條の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準賞与額とみなされた額とす）の合計額

報酬月額を除く。）及び標準賞与額（厚生年金保険法第七十八條の六第二項又は第七十八條の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。）の合計額の総額

ロ 各月ごとの当該月の末日における国家公務員共済組合の組合員（改正前国共済法第七十二條第二項の規定により改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用を受けないこととされた同項に規定する職員及び国家公務員共済組合法第六十六條の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。次号ロにおいて同じ。）に係る改正前国共済法第九十三條の九第一項又は第九十三條の十三第二項の規定により標準報酬の月額（改正前国共済法第九十三條の九第一項又は第九十三條の十三第二項の規定により標準報酬の月額）の改定又は決定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準報酬の月額（平成二十四年一元化法附則第八條第一項の規定により標準報酬の月額が第二号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた額）に改定後の厚生年金被保険者期間の厚生年金被保険者期間の標準報酬月額とみなされた額とす）の合計額

二 各月ごとの当該月の末日における私学教職員共済制度の加入者（私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者をいい、同法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第六十二條の五第二項に規定する任意継続加入者、改正前私学共済法第三十九條の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したも又は加入者でないものとみなされた者及び改正前私学共済法附則第二十項に規定する厚生年金保険のみの被保険者となつた者を除く。次号ニにおいて同じ。）に係る改正前私学共済法に規定する標準給与の月額（改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法第九十三條の九第一項又は第九十三條の十三第二項の規定により標準給与の月額の改定又は決定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準給与の月額（平成二十四年一元化法附則第八條第二項の規定により標準期末手当等の額が第二号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準賞与額とみなされた額）に改定後の厚生年金被保険者期間の厚生年金被保険者期間の標準賞与額とみなされた額とす）の合計額

前国共済法第九十三條の九第二項又は第九十三條の十三第三項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）の合計額の総額

ハ 各月ごとの当該月の末日における地方公務員共済組合の組合員（改正前地共済法第四百四十四條の二第二項に規定する任意継続組合員、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第五十二号）附則第三條の規定により改正前地共済法の長期給付に関する規定を適用しないものとされた者及び地方公務員等共済組合の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十九号）附則第八條第二項の規定により改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としないものとされた同条第一項に規定する組合役員を除く。次号ハにおいて同じ。）に係る改正前地共済法に規定する掛金の標準となる給料の額に第八條第一項に規定する数値（特別職の職員等である組合員の掛金の標準となる給料の額にあっては、同条第二項に規定する数値）を乗じて得た額及び掛金の標準となる期末手当等の額の合計額の総額

ニ 各月ごとの当該月の末日における私学教職員共済制度の加入者（私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者をいい、同法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第六十二條の五第二項に規定する任意継続加入者、改正前私学共済法第三十九條の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したも又は加入者でないものとみなされた者及び改正前私学共済法附則第二十項に規定する厚生年金保険のみの被保険者となつた者を除く。次号ニにおいて同じ。）に係る改正前私学共済法に規定する標準給与の月額（改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法第九十三條の九第一項又は第九十三條の十三第二項の規定により標準給与の月額の改定又は決定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準給与の月額（平成二十四年一元化法附則第八條第一項の規定により標準給与の月額が第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金被保険法による標準報酬月額とみなされた額）に改定後の厚生年金被保険者期間の厚生年金被保険者期間の標準報酬月額とみなされた額とす）の合計額

前国共済法第九十三條の九第二項又は第九十三條の十三第三項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）の合計額の総額

月額について改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項又は第七十八條の十四第二項の規定により改定が行われたときは、これらの規定による改定前の標準報酬月額とみなされた標準給与の月額とする。）とし、改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法第九十三條の九第一項又は第九十三條の十三第二項の規定により決定された標準給与の月額を除く。）及び標準賞与の額（改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法第九十三條の九第一項又は第九十三條の十三第二項の規定により決定された標準賞与の額）の改定又は決定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準賞与の額（平成二十四年一元化法附則第八條第二項の規定により標準賞与の額が第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金被保険法による標準賞与額とみなされた額）に改定後の厚生年金被保険者期間の厚生年金被保険者期間の標準賞与額とみなされた額とす）の合計額

一 平成二十六年度における前項第一号イから二までに掲げる額を合算した額を厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準賞与額等の最

二 平成二十三年度における次に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数

イ 各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数

ロ 各月の末日における国家公務員共済組合の組合員の数の総数

ハ 各月の末日における地方公務員共済組合の組合員の数の総数

3 第一項の平成二十六年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十六年度における前項第一号イから二までに掲げる額を合算した額を厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準賞与額等の最

高限度額の改定による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十六年における前項第二号イから二までに掲げる数を合算した数を十二で除して得た数

4 平成二十八年における改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十三年における公的年金被保険者等総数に対する平成二十六年における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率とする。

5 前項の平成二十三年における公的年金被保険者等総数は、同年度における次に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

一 各月の末日における改正前国民年金法第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者（改正前国民年金法附則第五條第一項の規定による被保険者、平成六年改正法附則第十一條第一項の規定による被保険者及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第二十三條第一項の規定による被保険者を含む。次条第六項第一号において「第一号被保険者」という。）の数の総数

二 各月の末日における改正前厚生年金保険法又は改正前共済各法の被保険者、組合員及び加入者の数の総数

三 各月の末日における国民年金法第七條第一項第三号に規定する第三号被保険者（次条第六項第四号において「第三号被保険者」という。）の数の総数

6 第四項の平成二十六年における公的年金被保険者等総数は、同年度における前項各号に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

（平成二十九年における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに掲げる率等の算定）

第二十八條 平成二十九年における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の二第二項第二号イに掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十四年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十七年における特定被用者年金被保険者等（平成二十七年四月から九月までにおける改正前被用者年金被保険者等及び

同年十月から平成二十八年三月までにおける改正後厚生年金保険法の被保険者をいう。以下同じ。）に係る特定標準報酬額等平均額の比率とする。

2 前項の平成二十四年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十四年における前条第二項第一号イから二までに掲げる額を合算した額を、平成二十七年における特定被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成（以下「特定被用者年金被保険者等の性別構成等」という。）を平成二十四年における改正前被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準報酬等最高限度額の改定による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十四年における前条第二項第二号イから二までに掲げる額を合算した数を十二で除して得た数

3 第一項の平成二十七年における特定被用者年金被保険者等に係る特定標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算して得た額を第三号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十七年四月から九月までにおける前条第二項第一号イから二までに掲げる額を合算した額を厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準報酬等最高限度額の改定による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険法の被保険者に係る改正後厚生年金保険法に規定する標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項又は第七十八條の十四第二項の規定により標準報酬月の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第七十八條の六第二項又は第七十八條の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつて

は、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。）の合計額の総額を厚生労働省令で定めるところにより改正後厚生年金保険法に規定する標準報酬月額の等級の区分及び改正後厚生年金保険法に規定する標準賞与額の最高限度額の改定による影響を除去することによって補正した額

三 平成二十七年四月から九月までにおける前条第二項第二号イから二までに掲げる額を合算した数と同年十月から平成二十八年三月までにおける各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数を合算した数とを合算した数を十二で除して得た数

4 平成二十九年における改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十四年における公的年金被保険者等総数に対する平成二十七年における特定公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率とする。

5 前項の平成二十四年における公的年金被保険者等総数は、同年度における前条第五項各号に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

6 第四項の平成二十七年における特定公的年金被保険者等総数は、次に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

一 平成二十七年の各月の末日における第一号被保険者の数の総数

二 平成二十七年四月から九月までの各月の末日における改正前厚生年金保険法又は改正前共済各法の被保険者、組合員及び加入者の数の総数

三 平成二十七年十月から平成二十八年三月までの各月の末日における改正後厚生年金保険法の被保険者の数の総数

四 平成二十七年の各月の末日における第三号被保険者の数の総数

7 平成二十九年における改正後国民年金法第四十七條第五項第二号イに掲げる率は、同号の規定にかかわらず、前条第一項の平成二十三年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する同項の平成二十六年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額の比率とする。

4 前項の平成二十五年における公的年金被保険者等総数は、同年度における第二十七條第二項第一号イから二までに掲げる額を合算した額を、平成二十八年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額（以下同じ。）の比率の三乗根となる率とする。

2 前項の平成二十五年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十五年における前条第二項第一号イから二までに掲げる額を合算した額を、平成二十八年における特定被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成（以下「特定被用者年金被保険者等の性別構成等」という。）を平成二十五年における改正前被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準報酬等最高限度額の改定による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十五年における前条第二項第二号イから二までに掲げる額を合算した数を十二で除して得た数

3 平成三十年における改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十五年における公的年金被保険者等総数に対する平成二十八年における公的年金被保険者等総数（改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数をいう。以下同じ。）の比率の三乗根となる率とする。

4 前項の平成二十五年における公的年金被保険者等総数は、同年度における第二十七條第五

（平成三十年における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに掲げる率等の算定）

第二十九條 平成三十年における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の二第二項第二号イに掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十五年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十八年における厚生年金保険の被保険者等に係る標準報酬平均額（改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。次条第一項及び第五項、第三十一條第一項及び第五項並びに第三十二條において同じ。）の比率とする。

2 前項の平成二十五年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十五年における第二十七條第二項第一号イから二までに掲げる額を合算した額を、平成二十八年における厚生年金保険の被保険者の性別構成等（改正後厚生年金法第三條の四第一号に規定する厚生年金保険の被保険者の性別構成等をいう。次条第二項第一号及び第三十一條第二項第一号において同じ。）を平成二十五年における改正前被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準報酬等最高限度額の改定による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十五年における第二十七條第二項第二号イから二までに掲げる額を合算した数を十二で除して得た数

3 平成三十年における改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十五年における公的年金被保険者等総数に対する平成二十八年における公的年金被保険者等総数（改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数をいう。以下同じ。）の比率の三乗根となる率とする。

4 前項の平成二十五年における公的年金被保険者等総数は、同年度における第二十七條第五

（平成三十年における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに掲げる率等の算定）

第二十九條 平成三十年における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の二第二項第二号イに掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十五年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十八年における厚生年金保険の被保険者等に係る標準報酬平均額（改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。次条第一項及び第五項、第三十一條第一項及び第五項並びに第三十二條において同じ。）の比率とする。

2 前項の平成二十五年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十五年における前条第二項第一号イから二までに掲げる額を合算した額を、平成二十八年における特定被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成（以下「特定被用者年金被保険者等の性別構成等」という。）を平成二十五年における改正前被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準報酬等最高限度額の改定による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十五年における前条第二項第二号イから二までに掲げる額を合算した数を十二で除して得た数

3 平成三十年における改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十五年における公的年金被保険者等総数に対する平成二十八年における公的年金被保険者等総数（改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数をいう。以下同じ。）の比率の三乗根となる率とする。

4 前項の平成二十五年における公的年金被保険者等総数は、同年度における第二十七條第五

（平成三十年における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに掲げる率等の算定）

第二十九條 平成三十年における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の二第二項第二号イに掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十五年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十八年における厚生年金保険の被保険者等に係る標準報酬平均額（改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。次条第一項及び第五項、第三十一條第一項及び第五項並びに第三十二條において同じ。）の比率とする。

項各号に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

5 平成三十年度における改正後国民年金法第八十七條第五項第二号に掲げる率は、同号の規定にかかわらず、前条第一項の平成二十四年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する同項の平成二十七年における特定被用者年金被保険者等に係る特定標準報酬額等平均額の比率とする。

(平成三十一年度における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号に掲げる率等の算定)

第三十條 平成三十一年度における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の二第二項第二号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十六年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十九年における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率とする。

2 前項の平成二十六年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十六年における第二十七條第二項第一号から二までに掲げる額を合算した額を、平成二十九年における厚生年金保険の被保険者の性別構成等を平成二十六年における改正前被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準賞与額等の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十六年における第二十七條第二項第二号から二までに掲げる額を合算した数を十二で除して得た数

3 平成三十一年度における改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十六年における公的年金被保険者等総数に対する平成二十九年における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率とする。

4 前項の平成二十六年における公的年金被保険者等総数は、同年度における第二十七條第五

項各号に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

5 平成三十一年度における改正後国民年金法第八十七條第五項第二号に掲げる率は、同号の規定にかかわらず、前条第一項の平成二十五年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十八年における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率とする。

(平成三十二年における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号に掲げる率等の算定)

第三十一條 平成三十二年における改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の二第二項第二号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十七年における特定被用者年金被保険者等に係る特定標準報酬額等平均額に対する平成三十年における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率とする。

2 前項の平成二十七年における特定被用者年金被保険者等に係る特定標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十七年における第二十八條第三項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額を合算した額を、平成三十年における厚生年金保険の被保険者の性別構成等を平成二十七年における特定被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等及び改正後厚生年金保険法に規定する標準報酬月額の等級の区分並びに改正前標準賞与額等及び改正後厚生年金保険法に規定する標準賞与額の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十七年における第二十八條第三項第三号に掲げる額

3 平成三十二年における改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七條の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十七年における特定公的年金被保険者等総数に対する平成三十年における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率とする。

4 前項の平成二十七年における特定公的年金被保険者等総数は、第二十八條第六項各号に掲

げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

5 平成三十二年における改正後国民年金法第八十七條第五項第二号に掲げる率は、同号の規定にかかわらず、前条第一項の平成二十六年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十九年における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率とする。

(平成三十三年における改正後国民年金法第八十七條第五項第二号に掲げる率の算定)

第三十二條 平成三十三年における改正後国民年金法第八十七條第五項第二号に掲げる率は、同号の規定にかかわらず、前条第一項の平成二十七年における特定被用者年金被保険者等に係る特定標準報酬額等平均額に対する平成三十年における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率とする。

第三十條 老齢厚生年金の支給停止に關する経過措置

第三十三條 改正後厚生年金保険法第四十六條第一項に規定する七十歳以上の使用される者(以下この条及び次条において「七十歳以上の使用される者」という。)であつて、昭和十二年四月一日以前に生まれた者であるものについて、同項の規定を適用する場合には、同項に規定する被保険者である日、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は七十歳以上の使用される者である日(次項において「被保険者等である日」という。)が属する月以前の一年間の各月における改正後厚生年金保険法第四十六條第二項において準用する改正後厚生年金保険法第二十四條の四第一項に規定する標準賞与額に相当する額には、施行日の属する月の前月以前の各月における当該標準賞与額に相当する額を含まないものとする。

2 国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者について、改正後厚生年金法第三條の六第二項の規定を適用する場合(次の各号に掲げる場合に限る。)においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、被保険者等である日が属する月以前の一年間の各月における同項各号に掲げる額には、施行日の属する月の前月以前の各月における当該各号に定める額を含まないものとする。

一 その者が七十歳以上の使用される者であつて昭和十二年四月一日以前に生まれた者であ

る場合 改正後厚生年金法第三條の六第二項第一号に掲げる額

二 施行日の属する月の前月以前の当該各月から施行日の属する月の前月までの間に、改正後厚生年金法第三條の六第二項第二号及び第三号に掲げる額が、改正前国民年金法第八十條の規定の適用を受けたときにおける同条第一項に規定する総収入月額相当額、改正前地共済法第八十二條の規定の適用を受けたときにおける同条第一項に規定する基準収入月額相当額又は改正前国民年金法第八十條の規定の適用を受けたときにおける同条第一項に規定する総収入月額相当額の計算の基礎とされない場合 改正後厚生年金法第三條の六第二項第二号及び第三号に掲げる額

第三十四條 老齢厚生年金の支給権者(昭和二十三年十月二日以後に生まれた者に限る。)が、施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者である場合においては、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であるものとみなして、施行日の属する月において改正後厚生年金保険法第四十六條第一項並びに附則第七條の五、第十一條第一項及び第五項、第十一條の二、第十一條の三並びに第十一條の四第二項及び第三項、厚生年金保険法附則第十一條の六並びに改正後厚生年金保険法附則第十三條の六(第三項を除く)、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第四十六條第五項並びに改正後平成六年改正法附則第二十一條(改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む)、第二十四條第四項及び第五項並びに第二十六條の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用については、当該支給権者が施行日に平成二十四年一元化法附則第五條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者である場合を除き、施行日に当該被保険者の資格を取得し、かつ、施行日に当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

2 昭和二十年十月一日以前に生まれた者であり、かつ、七十歳以上の使用される者(施行日

前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。)については、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き同一の厚生年金保険法第六十一条又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当する者であるものとみなして、施行日の属する月において改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六條第五項の規定を適用する。

第三十五條 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(改正前厚生年金保険法附則第十一條の第二項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金(以下この條、次條第二項、第三十八條及び第五十二條第一項において「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。))に限る。)の受給権者(第四項及び第五十一條第一項に規定する者を除く。))について、平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定の適用に関する読替え等)

(平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定の適用に関する読替え等)

第三十五條 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(改正前厚生年金保険法附則第十一條の第二項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金(以下この條、次條第二項、第三十八條及び第五十二條第一項において「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。))に限る。)の受給権者(第四項及び第五十一條第一項に規定する者を除く。))について、平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定を適用する場合には、同項中「の受給権者(附則第十五條第一項及び第十六條)」とあるのは「改正前厚生年金保険法附則第十一條の第二項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金に限る。」の受給権者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号)第三十五條第四項及び第五十一條第一項と、附則第十一條第一項)と、「この項及び附則第十五條第二項」とあるのは、「この項」とする。

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(改正前厚生年金保険法附則第十一條の第三項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金(以下この條において「坑内員・船員の老齢厚生年金」という。))に限る。)の受給権者(次條第一項、第五項及び第六項並びに第五十一條第一項

に規定する者を除く。)について、平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定を適用する場合においては、同項中「の受給権者(附則第十五條第一項及び第十六條)」とあるのは「改正前厚生年金保険法附則第十一條の第三項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。」の受給権者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号)第三十五條第三項、第五項及び第六項並びに第五十一條第一項と、附則第十一條第一項)と、「この項及び附則第十五條第二項」とあるのは、「この項」とする。

3 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。))の受給権者(国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第六項及び第五十一條第一項に規定する者を除く。)について、平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定を適用する場合には、同項中「の受給権者(附則第十五條第一項及び第十六條)」とあるのは「改正前厚生年金保険法附則第十一條の第三項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。」の受給権者(国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号)第三十五條第六項及び第五十一條第一項に規定する者を除く)と、「限る」とあるのは「限り、その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く」と、「附則第十一條第一項」とあるのは「附則第十一條の第四項に規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき改正後厚生年金保険法附則第十一條の三の規定を適用して計算した場合における同条第一項」と、「この項及び附則第十五條第二項」とあるのは、「この項」と、「に相当する部分」とあるのは「改正後厚生年金保険法附則第十一條の四第二項に規定する当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分」とする。

4 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(改正前厚生年金保険法第四十三條第一項及び厚生年金保険法附則第九條の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の老齢厚生年金に限る。))の受給権者(第五十一條第一項に規定する者を除き、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定による高齢雇用継続基本給付金(以下「高齢雇用継続基本給付金」という。))又は高齢再就職給付金(以下「高齢再就職給付金」という。))の支給を受けることができる場合に限る。)について、平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定を適用する場合においては、同項中「の受給権者(附則第十五條第一項及び第十六條)」とあるのは「改正前厚生年金保険法第四十三條第一項及び厚生年金保険法附則第九條の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の老齢厚生年金に限る。))の受給権者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号)第五十一條第一項と、「一月」とあるのは「一月において、その者が雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定による高齢雇用継続基本給付金(以下この項において「高齢雇用継続基本給付金」という。))又は高齢再就職給付金(以下この項において「高齢再就職給付金」という。))の支給を受けることができる場合に」と、「厚生年金保険法附則第十一條第一項に規定する基本月額(以下この項及び附則第十五條第二項)とあるのは「厚生年金保険法附則第十一條の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額又は同法附則第十一條の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額(以下この項)と、「額が、当該」とあるのは「額と同法附則第十一條の六第一項各号(同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に掲げる場合に应じた同条第一項各号に定める額(その額に六分の十五を乗じて得た額)に当該受給権者が係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法第六十一條第一項第二号に規定する支給限度額(以下この項において「支給限度額」という。))

5 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。))の受給権者(次條及び第五十一條第一項に規定する者を除き、高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。))について、平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定を適用する場合には、同項中「の受給権者(附則第十五條第一項及び第十六條)」とあるのは「改正前厚生年金保険法附則第十一條の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。))の受給権者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百

を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額)との合計額が、総報酬月額相当額と基本月額に高齢雇用継続基本給付金及び高齢再就職給付金に相当する額(当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金月額(当該受給権者が高齢雇用継続基本給付金の支給を受けることのできる場合における雇用保険法第六十一條第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金月額をいう。以下この項において同じ。))又は賃金月額(当該受給権者が高齢再就職給付金の支給を受けることのできる場合における雇用保険法第六十一條の二第一項の賃金月額をいう。以下この項において同じ。))に三十を乗じて得た額(以下この項において同じ。))に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金月額又は賃金月額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金月額又は賃金月額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金月額又は賃金月額の割合が増す程度に応じ、百分の十五から一定の割合で減減するよう厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。以下この項において「高齢雇用継続給付相当額」という。))を加算した額」と、「基本月額の合計額」とあるのは「基本月額に高齢雇用継続給付相当額を加算した額との合計額」とする。

5 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。))の受給権者(次條及び第五十一條第一項に規定する者を除き、高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。))について、平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定を適用する場合には、同項中「の受給権者(附則第十五條第一項及び第十六條)」とあるのは「改正前厚生年金保険法附則第十一條の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。))の受給権者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百

百四十三号)第三十五条第六項及び第五十一
 第一項」と、「月に」とあるのは「月において、
 その者が雇用保険法(昭和四十九年法律第百十
 六号)の規定による高年齢雇用継続基本給付金
 (以下この項において「高年齢雇用継続基本給
 付金」という。)又は高年齢再就職給付金(以
 下この項において「高年齢再就職給付金」とい
 う。)の支給を受けることができる場合」と、
 「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保
 険法附則第十一条第一項に規定する基本月額
 (以下この項及び附則第十五条第二項において
 「基本月額」という。))とあるのは「額と厚生
 年金保険法附則第十一条の六第一項各号(同条
 第八項において準用する場合を含む。以下この
 項において同じ。))に掲げる場合を含む。以下この
 第一項各号に定める額(その額に六分の十五を
 乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月
 額を加えた額が雇用保険法第六十一条第一項第
 二号に規定する支給限度額(以下この項におい
 て「支給限度額」という。))を超えるときは、
 支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た
 額に十五分の六を乗じて得た額」との合計額が、
 総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法
 附則第十一条の三の規定を適用した場合におけ
 る同条第一項の規定による基本月額(以下この
 項において「基本月額」という。))に高年齢雇
 用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相
 当する額(当該受給権者に係る標準報酬月額
 が、みなし賃金日額(当該受給権者が高年齢雇
 用継続基本給付金の支給を受けることができる
 場合における雇用保険法第六十一条第一項、第
 三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額を
 いう。以下この項において同じ。))又は賃金日
 額(当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給
 を受けることができる場合における雇用保険法
 第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下
 この項において同じ。))に三十を乗じて得た額
 の百分の六十一に相当する額未満であるとき
 は、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得
 た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日
 額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の
 六十一に相当する額以上であるときは、みなし
 賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に
 対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が通
 増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合
 まで減らすように厚生労働省令で定める率を乗
 じて得た額とする。ただし、その額に当該標準

報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるとき
 は、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減
 じて得た額とする。以下この項において「高年
 齢雇用継続給付相当額」という。))を加算した
 額」と、「基本月額の合計額」とあるのは「基本
 月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算した
 額との合計額」とする。
 6 施行日前において支給事由の生じた改正前厚
 生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生
 年金(坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。))
 の受給権者(国民年金法による老齢基礎年金の
 支給を受けることができる者に限り、第五十一
 条第一項に規定する者を除き、高年齢雇用継続
 基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受
 けることができる場合に限る。))について、平
 成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定
 を適用する場合には、同項中「の受給権
 者(附則第十五条第一項及び第十六条に規定す
 る者を除く。))とあるのは「改正前厚生年金保
 険法附則第十一条の三第一項に規定する坑内
 員・船員の老齢厚生年金に限る。))の受給権者
 (国民年金法による老齢基礎年金の支給を受け
 ることができる者のみに限り、被用者年金制度の一
 元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を
 改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険
 給付等に関する経過措置に関する政令(平成二
 十七年政令第三百四十三号)第五十一条第一項
 に規定する者を除く。))と、「月に」とあるのは
 「月において、その者が雇用保険法(昭和四十
 九年法律第百十六号)の規定による高年齢雇用
 継続基本給付金(以下この項において「高年齢
 雇用継続基本給付金」という。))又は高年齢再
 就職給付金(以下この項において「高年齢再就
 職給付金」という。))の支給を受けることがで
 きる場合(当該受給権者が当該老齢基礎年金の
 受給権を取得した月を除く。))と、「額が、総報
 酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十
 一条第一項に規定する基本月額(以下この項及
 び附則第十五条第二項において「基本月額」と
 いう。))とあるのは「額と厚生年金保険法附則
 第十一条の六第一項各号(同条第八項において
 準用する場合を含む。以下この項において同
 じ。))に掲げる場合(以下この項において「支
 給限度額(以下この項において「支給限度

額」という。))を超えるときは、支給限度額か
 ら当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の
 六を乗じて得た額」との合計額が、総報酬月額
 相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条の
 四第二項及び第三項の規定を適用した場合にお
 ける基本月額(同条第二項の規定により同項に
 規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分
 等の額につき適用する場合における改正後厚生
 年金保険法附則第十一条の三第一項の規定によ
 る基本月額をいう。以下この項において同じ。))
 に高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職
 給付金に相当する額(当該受給権者に係る標準
 報酬月額が、みなし賃金日額(当該受給権者が
 高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けること
 ができる場合における雇用保険法第六十一条第
 一、第三項及び第四項の規定によるみなし賃
 金日額をいう。以下この項において同じ。))又
 は賃金日額(当該受給権者が高年齢再就職給付
 金の支給を受けることができる場合における雇
 用保険法第六十一条の二第一項の賃金日額をい
 う。以下この項において同じ。))に三十を乗じ
 て得た額の百分の六十一に相当する額未満であ
 るときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗
 じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし
 賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の
 百分の六十一に相当する額以上であるときは、
 みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得
 た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割
 合が通増する程度に応じ、百分の十五から一定
 の割合で通減するように厚生労働省令で定める
 率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当
 該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超え
 るときは、当該支給限度額から当該標準報酬月
 額を減じて得た額とする。以下この項において
 「高年齢雇用継続給付相当額」という。))を加算
 した額」と、「基本月額の合計額」とあるのは
 「基本月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算
 した額との合計額」と、「に相当する部分」と
 あるのは「改正後厚生年金保険法附則第十一
 条の四第二項に規定する当該老齢厚生年金に係
 る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号
 に規定する額との合計額に相当する部分」とす
 る。

共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公
 共団体の議会の議員であるもの(以下第五十八
 条までにおいて「継続組合員等」という。))に
 限る。))について、改正後厚生年金保険法附則
 第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用す
 る場合(前条第一項の規定により読み替えられ
 た平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の
 規定により老齢厚生年金の支給が停止される場
 合を除く。))においては、改正後厚生年金保
 険法附則第十一条の二第一項の規定にかかわら
 ず、同項に規定する基本支給停止額に相当する
 部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する
 支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含め
 ないものとして計算した額とする。
 2 前条第四項に規定する受給権者(障害者・長
 期加入者の老齢厚生年金の受給権者であつて、
 継続組合員等であるものに限る。))について、
 厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の規定
 を適用する場合(前条第四項の規定により読み
 替えられた平成二十四年一元化法附則第十三条
 第二項の規定により老齢厚生年金の支給が停止
 される場合を除く。))においては、改正後厚生
 年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した
 場合における同条第一項の規定にかかわらず、
 同項に規定する基本支給停止額に相当する部分
 の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給
 停止基準額は、当該基本支給停止額を含めない
 ものとして計算した額とする。

第三十六条 前条第一項に規定する受給権者(施
 行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合
 員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立
 学校教職員共済法の規定による私立学校教職員

第三十七条 施行日前において支給事由の生じた
 改正前厚生年金保険法附則第十三条の四第三項
 の規定による老齢厚生年金の受給権者(その者
 が六十五歳に達していないものに限る。))及び
 第五十三条第一項に規定する者を除く。))に
 ついては、平成二十四年一元化法附則第十三条
 第二項の規定を準用する。この場合において、
 同項中「附則第十一条第一項」とあるのは「
 附則第十三条の六第一項」と、「この項及び
 附則第十五条第二項」とあるのは「この項」と
 読み替えるものとする。

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚
 生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定に
 よる老齢厚生年金の受給権者(第五十三条第一
 項に規定する者を除き、高年齢雇用継続基本給
 付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けるこ
 とができる場合に限る。))については、平成二
 十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準
 用する。この場合において、同項中「月に」と

第三十八条 前条第一項に規定する受給権者(施
 行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合
 員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立
 学校教職員共済法の規定による私立学校教職員

あるのは「月において、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合」と、「厚生年金保険法附則第十一條第一項に規定する基本月額（以下この項及び附則第十五條第二項とあるのは「厚生年金保険法附則第十三條の六第一項の規定を適用した場合における同項の規定による基本月額（以下この項）」と、「額が、当該」とあるのは「額と同条第四項各号（同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に應じた同条第四項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法第六十一條第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額」との合計額が、総報酬月額相当額と基本月額に高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一條第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一條の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が通増する程度に、百分の十五から一定の割合で通減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。以下この項において「高年齢雇用継続給付相当

額」という。）を加算した額」と、「基本月額の合計額」とあるのは「基本月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算した額との合計額」と読み替えるものとする。

第三十八條 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齡厚生年金（改正前平成六年改正法附則第十八條、第十九條第一項から第五項まで又は第二十條第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九條の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の老齡厚生年金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二條に該当する者であるものに限る。以下この条において同じ。）に限る。）の受給権者（次項から第四項まで及び第五十五條第一項に規定する者を除く。）について、平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定を適用する場合においては、同項中「の受給権者（附則第十五條第一項及び第十六條」とあるのは「（改正前平成六年改正法（附則第九十條の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四條第三項各号のいずれかに該当するもの及び改正前厚生年金保険法附則第十一條の第二項に規定する障害者・長期加入者の老齡厚生年金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二條に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者（国民年金法による老齡給付権者（国民年金法による老齡基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四項及び第五十五條第一項に規定する者を除く。）について、平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定を適用する場合には、同項中「の受給権者（附則第十五條第一項及び第十六條」とあるのは「（改正前平成六年改正法（附則第九十條の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四條第三項各号のいずれかに該当するもの及び改正前厚生年金保険法附則第十一條の第二項に規定する障害者・長期加入者の老齡厚生年金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二條に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者（国民年金法による老齡給付権者（国民年金法による老齡基礎年金の支給を受けることができる者に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十八條第四項及び第五十五條第一項」と「（限る）」とあるのは「（限る）」とあり、当該老齡基礎年金の受給権者（取得した月を除く）」と、「厚生年金保険法附則第十一條第一項」とあるのは「改正後平成六年改正法（附則第九十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四條第四項に規定する当該老齡厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一條（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用して計算した項において同じ。）の規定を適用して計算した項における国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一條第一項」と、「この項及び附則第十五條第二項」とあるのは「この項」と、「に相当する部分」とあるのは「改正後平成六年改正法附則第二十四條第四項に規定する当該老齡厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分」とする。

第二項 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齡厚生年金（改正前平成六年改正法附則第二十四條第三項各号のいずれかに該当するもの及び障害者・長期加入者の老齡厚生年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齡基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四項及び第五十五條第一項に規定する者を除く。）について、平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定を適用する場合には、同項中「の受給権者（附則第十五條第一項及び第十六條」とあるのは「（改正前平成六年改正法（附則第九十條の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四條第三項各号のいずれかに該当するもの及び改正前厚生年金保険法附則第十一條の第二項に規定する障害者・長期加入者の老齡厚生年金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二條に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者（国民年金法による老齡給付権者（国民年金法による老齡基礎年金の支給を受けることができる者に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十八條第四項及び第五十五條第一項」と「（限る）」とあるのは「（限る）」とあり、当該老齡基礎年金の受給権者（取得した月を除く）」と、「厚生年金保険法附則第十一條第一項」とあるのは「改正後平成六年改正法（附則第九十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四條第四項に規定する当該老齡厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一條（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用して計算した項において同じ。）の規定を適用して計算した項における国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一條第一項」と、「この項及び附則第十五條第二項」とあるのは「この項」と、「に相当する部分」とあるのは「改正後平成六年改正法附則第二十四條第四項に規定する当該老齡厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分」とする。

第三十九條 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齡厚生年金（改正前平成六年改正法附則第十八條、第十九條第一項から第五項まで又は第二十條第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九條の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四條第三項各号のいずれかに該当するもの及び改正前厚生年金保険法附則第十一條の第二項に規定する障害者・長期加入者の老齡厚生年金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二條に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者（国民年金法による老齡給付権者（国民年金法による老齡基礎年金の支給を受けることができる者に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十八條第四項及び第五十五條第一項」と「（限る）」とあるのは「（限る）」とあり、当該老齡基礎年金の受給権者（取得した月を除く）」と、「厚生年金保険法附則第十一條第一項」とあるのは「改正後平成六年改正法（附則第九十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四條第四項に規定する当該老齡厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一條（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用して計算した項において同じ。）の規定を適用して計算した項における国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一條第一項」と、「この項及び附則第十五條第二項」とあるのは「この項」と、「に相当する部分」とあるのは「改正後平成六年改正法附則第二十四條第四項に規定する当該老齡厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分」とする。

第三十條 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齡厚生年金（改正前平成六年改正法附則第十八條、第十九條第一項から第五項まで又は第二十條第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九條の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四條第三項各号のいずれかに該当するもの及び改正前厚生年金保険法附則第十一條の第二項に規定する障害者・長期加入者の老齡厚生年金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二條に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者（国民年金法による老齡給付権者（国民年金法による老齡基礎年金の支給を受けることができる者に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十八條第四項及び第五十五條第一項」と「（限る）」とあるのは「（限る）」とあり、当該老齡基礎年金の受給権者（取得した月を除く）」と、「厚生年金保険法附則第十一條第一項」とあるのは「改正後平成六年改正法（附則第九十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四條第四項に規定する当該老齡厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一條（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用して計算した項において同じ。）の規定を適用して計算した項における国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一條第一項」と、「この項及び附則第十五條第二項」とあるのは「この項」と、「に相当する部分」とあるのは「改正後平成六年改正法附則第二十四條第四項に規定する当該老齡厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分」とする。

の額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）との合計額が、総報酬月額相当額と基本月額に高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条の第二項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が通増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で通減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。以下この項において「高年齢雇用継続給付相当額」という。）を加算した額と」と、「基本月額（合計額）」とあるのは「基本月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算した額」との合計額」とする。

4 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正前平成六年改正法附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第五十五条第一項に規定する者を除き、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）につい

て、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合においては、同項中の「受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く）」とあるのは「改正前平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの並びに改正前厚生年金保険法附則第十一條の第二項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二條に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第五十五條第一項に規定する者を除く）」と、「限る」とあるのは「において、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に限る、その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く」と、「厚生年金保険法附則第十一條第一項に規定する基本月額（以下この項及び附則第十五條第二項において「基本月額」という。）とあるのは「改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における基本月額（同条第四項の規定により同項に規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき適用する場合における同法附則第二十一条第一項（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による基本月額をいう。以下この項において同じ。）と、「額が、当該」とあるのは「額」と改正後平成六年改正法附則第二十六條第一項各号（同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に必

じた同条第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）との合計額が、総報酬月額相当額と基本月額に高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条の第二項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が通増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で通減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。以下この項において「高年齢雇用継続給付相当額」という。）を加算した額と」と、「基本月額（合計額）」とあるのは「基本月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算した額」との合計額」と、「得た額に相当する」とあるのは「得た額と改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九條の第二項第一号に規定する額に相当する」とする。

（旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者に係る平成二十四年一元化法附則第十三條の規定の準用）

第三十九條 旧厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第十六條第二項に規定する者及び第四十七條第一項に規定する者を除

く。）について、これらの老齢年金を昭和六十年改正法附則第七十八條第六項（昭和六十年改正法附則第八十七條第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により厚生年金保険法第四十二條の規定による老齢厚生年金とみなして改正後厚生年金保険法第四十六條第一項の規定を適用する場合においては、平成二十四年一元化法附則第十三條第一項の規定を準用する。

2 旧厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（第五十八條に規定する者を除く。）について、これらの老齢年金を昭和六十年改正法附則第七十八條第六項の規定により厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（平成六年改正法附則第十八條の規定によりその額が計算されているものに限る。）とみなして平成六年改正法附則第二十一條第一項の規定を適用する場合においては、前条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十三條第二項の規定を準用する。

（平成二十四年一元化法附則第十四條第一項の政令で定める年金たる給付）

第四十條 平成二十四年一元化法附則第十四條第一項（第四十五條第一項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 改正前国共済年金のうち退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十四條第二項（なお効力を有する改正前国共済法その他の法令の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する退職共済年金の職域加算額及び昭和六十年国共済改正法附則第十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分を除く。）

二 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（次号に掲げる年金たる給付を除く。）（その受給権者が第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者又は七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる旧国共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の四の二第二項、国共済施行法第十一條並びに昭和六十年

国共済改正法附則第九條及び第十五條の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年国共済経過措置政令第五十條第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議員であるときは、当該減額退職年金、減額退職年金又は通算退職年金は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

三 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）（その受給権者が第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金のうちその算定の基礎となつている旧適用法人施行日前期間を基礎として平成九年経過措置政令第二十三條第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の四の第二項、平成九年経過措置政令第二十三條第二項の規定により読み替えられた国共済施行法第十一條並びに昭和六十年国共済改正法附則第九條及び第十五條の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年国共済経過措置政令第五十條第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、

当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

四 改正前地共済年金のうち退職共済年金（当該退職共済年金の額のうちなお効力を有する改正前地共済法第七十六條第二項の規定（なお効力を有する改正前地共済法その他の法令の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により支給の停止を行わないこととされる部分、昭和六十年地共済改正法附則第十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四條第一項に規定する特例加算額に相当する部分を除く。）

五 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（その受給権者が第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者又は七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金のうちその算定の基礎となつている旧地共済法施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（第三号を除く。）、地共済法附則第八條及び第十五條の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年地共済経過措置政令第四十八條第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限る。）（その受給権者が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

六 改正前私学共済年金のうち退職共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第七十四條第二項（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法その他の法令の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規

定する退職共済年金の職域加算額及び私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分を除く。）

七 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（その受給権者が第四号厚生年金被保険者又は七十歳以上の使用される者（教職員等たる七十歳以上の者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金のうちその算定の基礎となつている旧私立学校教職員共済加入者期間を基礎としてなお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二條の四の二第二項第二号、沖繩特別措置法第三十五條、昭和六十年私学共済改正法附則第四條及び私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十五條の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第五十條第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（教職員等たる七十歳以上の者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

八 移行退職共済年金（平成十三年統合法附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五條第一項又は第四項の規定により加算された額に相当する部分を除く。）

九 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用

される者（七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつている旧農林共済組合員期間を基礎として平成二十四年経過措置政令第十四條第一項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第九條第二項（第三号を除く。）並びに平成十四年経過措置政令第十四條第二項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十四條及び第十五條の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成十三年統合法附則第十六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年農林共済改正法附則第五十一條第三項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

二 この条、第四十三條、第四十四條第一項及び第四十八條において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 七十歳以上の使用される者 厚生年金保険法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者をいう。
二 組合員たる七十歳以上の者 国家公務員共済組合の組合員たる七十歳以上の使用される者又は地方公務員共済組合の組合員たる七十歳以上の使用される者をいう。
三 旧国共済法施行日前期間 旧国家公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第

四十一条第一項に規定する追加費用対象期間をいう。

四 旧適用法人等適用事業所被保険者 旧適用法人等適用事業所（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）をいう。

五 七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者 旧適用法人等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を改正後厚生年金保険法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き厚生年金保険法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当するもののうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。）をいう。

六 旧適用法人施行日前期間 平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。

七 旧地共済施行日前期間 旧地方公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間をいう。

八 教職員等たる七十歳以上の者 私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する教職員等たる七十歳以上の使用される者をいう。

九 農林漁業団体等適用事業所被保険者 農林漁業団体等適用事業所（農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。）の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものをいう。次号において同じ。）に使用される者をいう。

十一 旧農林共済組合員期間 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。
（平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の厚生年金保険法第四十四条第一項の規定に相当するものとして政令で定める規定）
第四十一条 平成二十四年一元化法附則第十四条第一項（第四十五条第一項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第四十七条第一項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）次号において同じ。）の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の厚生年金保険法第四十四条第一項の規定に相当するものとして政令で定める規定は、次のとおりとする。
一 なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
二 なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項
三 なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第七十八条の二第四項
四 平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の三第四項

（平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定の適用範囲）
第四十三条 平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、同条第一項に規定する受給権者が、厚生年金保険の被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの又は七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者及び教職員等たる七十歳以上の者を除く。）であつて施行日前から引き続き同一の厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（第四十五条第二項及び第四十七条第二項において「継続第一号厚生年金被保険者等」という。）である場合に適用するものとする。
（平成二十四年一元化法附則第十四条第二項及び第三項の規定の適用の特例）
第四十四条 次の各号に掲げる規定に規定する受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者（施行日前から引き続き旧適用法人等適用事業所被保険者又は農林漁業団体等適用事業所被保険者である者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（施行日前から引き続き七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者又は七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者である者に限る。）であるものについては、当該各号に定める規定を適用する場合において、は「及び附則第十一条第一項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「改正後厚生年金保険法第四十六条第一項」とする。
一 平成二十四年一元化法附則第十四条第一項
二 同条第二項
三 次条第一項 同条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項
三 第四十七条第一項 同条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項

平成二十四年一元化法附則第十四条第三項の一元化法第三項の規定により規定される例による法附則同条第一項及び第二項に規定する同条第一項	平成二十四年一元化法附則第十四条第三項の一元化法第三項の規定により規定される例による法附則同条第一項及び第二項に規定する同条第一項
次条第三項の規定に次条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定に準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項	次条第三項の規定に次条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定に準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項
第四十条第四十七条第三項第四十七条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定に準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項	第四十条第四十七条第三項第四十七条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定に準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項
（老齢厚生年金の受給権者であつて改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金等の受給権者であるものに係る老齢厚生年金の支給停止に関する特例）	（老齢厚生年金の受給権者であつて改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金等の受給権者であるものに係る老齢厚生年金の支給停止に関する特例）
第四十五条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて、次に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達しているものに限る。）であるものについては、平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定を準用する。	第四十五条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて、次に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達しているものに限る。）であるものについては、平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定を準用する。
一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金	一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金
二 改正前国共済年金のうち退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）	二 改正前国共済年金のうち退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
三 旧国共済法による退職年金又は減額退職年金	三 旧国共済法による退職年金又は減額退職年金
四 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金	四 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金
五 旧地共済法による退職年金又は減額退職年金	五 旧地共済法による退職年金又は減額退職年金
六 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済	六 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済

法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金
 七 旧私学共済法による退職年金又は減額退職年金
 八 移行退職共済年金
 九 移行農林年金のうち退職年金又は減額退職年金

2 平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者等である場合に限り、同項第二号及び第八号に掲げる年金たる給付の受給権者である場合を除く。）について準用する。

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限り、同項第二号及び第八号に掲げる年金たる給付の受給権者を除く。）について、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。（継続組合員等である施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものに係る平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定の準用）

4 改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（継続組合員等に限り、同項第二号及び第八号に掲げる年金たる給付の受給権者を除く。）について、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合においては、平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定の準用する。この場合において、同項中「の規定」とあるのは「及び附則第十一条第一項の規定」と、前項の規定により読み替えられた同条第一項」とあるのは「改正後厚生年金保険法第七十八条の二十九の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合においては、平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定の準用する。この場合において、同項中「の規定」とあるのは「及び附則第十一条第一項の規定」と、前項の規定により読み替えられた同条第一項」とあるのは「改正後厚生年金保険法第七十八条の二十九の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項」と、当該老齢厚生年金（旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者に係る平成二十四年一元化法附則第十四条の規定の準用）

4 改正前厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第十四条の規定の準用）

4 改正前厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第十四条の規定の準用）

4 改正前厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第十四条の規定の準用）

成二十四年一元化法附則第十六条第二項に規定する者を除く。）であつて、第四十条第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権者であるものについて、これらの老齢年金を昭和六十年改正法附則第七十八条第六項（昭和六十年改正法附則第八十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金とみなして改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合においては、平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定を準用する。

2 平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者等である場合に限り、同項第二号及び第八号に掲げる年金たる給付の受給権者を除く。）について準用する。

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限り、同項第二号及び第八号に掲げる年金たる給付の受給権者を除く。）について、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。（平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付）

4 改正前厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第十四条の規定の準用）

4 改正前厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第十四条の規定の準用）

4 改正前厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第十四条の規定の準用）

4 改正前厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第十四条の規定の準用）

第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に應じ、平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者又は国會議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

三 旧国共済法による退職年金又は減額退職年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）（その受給権者が第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となつて旧適用法人施行日前期間を基礎として平成九年経過措置政令第二十三条第三項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済経過措置政令第二十三条第二項、平成九年経過措置政令第二十三条第二項の規定により読み替えられた国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九條及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に應じ、平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限る。）

四 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条、第二十条の二第三項及び第二十一条の規定による退職共済年金（当該退職共済年金について、地共済在職支給停止規定（退職共済年金の受給権者が平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日に属する月において適用される同項その他の当該退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

四 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条、第二十条の二第三項及び第二十一条の規定による退職共済年金（当該退職共済年金について、地共済在職支給停止規定（退職共済年金の受給権者が平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日に属する月において適用される同項その他の当該退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

四 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条、第二十条の二第三項及び第二十一条の規定による退職共済年金（当該退職共済年金について、地共済在職支給停止規定（退職共済年金の受給権者が平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日に属する月において適用される同項その他の当該退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日に属する月において適用される同項その他の当該退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

五 旧地共済法による退職年金又は減額退職年金（その受給権者が第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となつて旧地共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（第三号を除く。）、地共済施行法第十三条並びに昭和六十年地共済改正法附則第八條及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に應じ、平成二十七年地共済経過措置政令第四十八条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限る。）

六 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金（当該退職共済年金について、私学共済在職支給停止規定（退職共済年金の受給権者が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日に属する月において適用される同項その他の当該退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

六 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金（当該退職共済年金について、私学共済在職支給停止規定（退職共済年金の受給権者が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日に属する月において適用される同項その他の当該退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

六 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金（当該退職共済年金について、私学共済在職支給停止規定（退職共済年金の受給権者が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日に属する月において適用される同項その他の当該退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

七 旧私学共済法による退職年金又は減額退職年金（その受給権者が第四号厚生年金被保険者であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となつて旧私立学校教職員共済加入者期間を基礎としてなお効力を有する改正前私学共済法第二十五條において準用する例による改正前国共済法附則第十二條の四の第二項、沖繩特別措置令第三十五條、昭和六十年私学共済改正法附則第四條及び私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十五條の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第五十條第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

八 移行退職共済年金（平成十三年統合法附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第七條又は第十三條の規定による退職共済年金に限り、当該移行退職共済年金について、農林共済在職支給停止規定（移行退職共済年金の受給権者が平成十四年経過措置政令第二十三條第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一條第一項に規定する被保険者等である日が属する月において適用される同項その他の当該移行退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

九 移行農林年金のうち退職年金又は減額退職年金（その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者に限る。）であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となつて

いる旧農林共済組合員期間を基礎として平成十四年経過措置政令第十四條第一項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第九條第二項（第三号を除く。）並びに平成十四年経過措置政令第十四條第二項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十四條及び第十五條の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成十三年統合法附則第十六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年農林共済改正政令附則第五十一條第三項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

（平成二十四年一元化法附則第十五條第二項の政令で定める規定）

第四十九條 平成二十四年一元化法附則第十五條第二項（第五十一條第二項（同條第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第五十三條第二項（同條第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第五十五條第二項（同條第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第五十六條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、第五十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八條第二項（同條第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）、次項において同じ。）の政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六條第一項並びに附則第七條の五、第十一條第一項及び第五項、第十一條の二、第十一條の三並びに附則第一条の四第二項及び第三項、厚生年金保険法附則第一条の六並びに改正後厚生年金保険法附則第十三條の六（第三項を除く。）並びに改正後平成六年改正法附則第二十一條（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。）、第二十四條第四項及び第五項並びに第二十六條とする。）

2 平成二十四年一元化法附則第十五條第二項に規定する調整前特例支給停止額については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、前項に規定する規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額に当該各号に定める額に相当する額を含まないものとして計算した額とする。

- 改正後厚生年金保険法附則第十一條の二の規定の適用があるものとした場合 同條第一項に規定する基本支給停止額
- 改正後厚生年金保険法附則第十一條の四第二項及び第三項の規定の適用があるものとした場合 同條第二項に規定する厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額
- 厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の規定の適用があるものとした場合 改正後厚生年金保険法附則第十一條の二第二項に規定する基本支給停止額
- 厚生年金保険法附則第十一條の六第四項の規定の適用があるものとした場合 同項に規定する厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額
- 改正後平成六年改正法附則第二十四條第四項及び第五項の規定の適用があるものとした場合 同條第四項に規定する厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額
- 改正後平成六年改正法附則第二十六條第三項の規定の適用があるものとした場合 同項に規定する厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額

（平成二十四年一元化法附則第十五條第二項の規定の適用範囲）

第五十條 平成二十四年一元化法附則第十五條第二項の規定は、同條第一項に規定する受給権者が、厚生年金保険の被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの（次條第二項、第五十三條第二項、第五十五條第二項及び第五十八條第二項において「継続第一号厚生年金被保険者」という。）である場合に適用するものとする。

（厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて退職共済年金等の

則第十三條の六（第三項を除く。）並びに改正後平成六年改正法附則第二十一條（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。）、第二十四條第四項及び第五項並びに第二十六條とする。）

2 平成二十四年一元化法附則第十五條第二項に規定する調整前特例支給停止額については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、前項に規定する規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額に当該各号に定める額に相当する額を含まないものとして計算した額とする。

- 改正後厚生年金保険法附則第十一條の二の規定の適用があるものとした場合 同條第一項に規定する基本支給停止額
- 改正後厚生年金保険法附則第十一條の四第二項及び第三項の規定の適用があるものとした場合 同條第二項に規定する厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額
- 厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の規定の適用があるものとした場合 改正後厚生年金保険法附則第十一條の二第二項に規定する基本支給停止額
- 厚生年金保険法附則第十一條の六第四項の規定の適用があるものとした場合 同項に規定する厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額
- 改正後平成六年改正法附則第二十四條第四項及び第五項の規定の適用があるものとした場合 同條第四項に規定する厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額
- 改正後平成六年改正法附則第二十六條第三項の規定の適用があるものとした場合 同項に規定する厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額

（平成二十四年一元化法附則第十五條第二項の規定の適用範囲）

第五十條 平成二十四年一元化法附則第十五條第二項の規定は、同條第一項に規定する受給権者が、厚生年金保険の被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの（次條第二項、第五十三條第二項、第五十五條第二項及び第五十八條第二項において「継続第一号厚生年金被保険者」という。）である場合に適用するものとする。

（厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて退職共済年金等の

受給権者であるものに係る老齢厚生年金の厚生年金保険法の規定による支給停止に関する特例）

第五十一條 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十八條各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて、平成二十四年一元化法附則第十五條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一條、厚生年金保険法附則第十一條の二、第十一條の三及び第十一條の六並びに改正後厚生年金保険法附則第十一條の四第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十四年一元化法附則第十五條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一條	受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第四十八條各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）に限る。）
平成二十四年一元化法附則第十五條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一條	受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第四十八條各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）に限る。）

<p>厚生年金保受給者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号。以下この条から附則第十一条の六までにおいて「平成二十七年経過措置政令」という。)</p> <p>第四十八号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。次項において同じ。</p> <p>と当該老齢厚生年金等の額の合計額(当該老齢厚生年金)</p> <p>金生年厚老当の</p> <p>第四項及び第四項に</p> <p>十と平成二十七年経過措置政令第四十八号に掲げる年金</p>	<p>厚生年金保受給者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号。以下この条から附則第十一条の六までにおいて「平成二十七年経過措置政令」という。)</p> <p>第四十八号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。次項において同じ。</p> <p>と当該老齢厚生年金等の額の合計額(当該老齢厚生年金)</p> <p>金生年厚老当の</p> <p>第四項及び第四項に</p> <p>十と平成二十七年経過措置政令第四十八号に掲げる年金</p>	<p>法律第二十三年(平成二十四年法律第六十三号)第三十條第一項</p> <p>給付</p>
<p>厚生年金保受給者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p> <p>及第一附則第十條及び第二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p> <p>第十條及び第二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p>	<p>改正後厚生年金保受給者(平成二十七年経過措置政令第四十八号各号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。)</p> <p>厚生年金保受給者(平成二十七年経過措置政令第四十八号各号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。)</p> <p>厚生年金保受給者(平成二十七年経過措置政令第四十八号各号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。)</p> <p>厚生年金保受給者(平成二十七年経過措置政令第四十八号各号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。)</p>	<p>厚生年金保受給者(平成二十七年経過措置政令第四十八号各号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。)</p> <p>厚生年金保受給者(平成二十七年経過措置政令第四十八号各号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。)</p> <p>厚生年金保受給者(平成二十七年経過措置政令第四十八号各号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。)</p> <p>厚生年金保受給者(平成二十七年経過措置政令第四十八号各号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。)</p>
<p>厚生年金保受給者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p> <p>及第一附則第十條及び第二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p> <p>第十條及び第二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p>	<p>厚生年金保受給者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p> <p>及第一附則第十條及び第二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p> <p>第十條及び第二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p>	<p>厚生年金保受給者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p> <p>及第一附則第十條及び第二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p> <p>第十條及び第二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第十五条第一項の規定によ</p>
<p>乗数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十一條第一項の</p> <p>年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p>	<p>乗数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十一條第一項の</p> <p>年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p>	<p>乗数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十一條第一項の</p> <p>年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p> <p>生年厚老当の</p>

定に措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一條の第三項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

一 各号に定める額との合計額

二 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

三 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

四 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

五 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

六 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

七 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

八 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

九 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

十 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

十一 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

十二 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

十三 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

十四 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

十五 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

十六 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

十七 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

十八 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

十九 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

二十 改正後厚生年金保険法附則第十一條の六第一項の額を算定する額と平成二十七年の額を算定する額との合計額

<p>一、同表前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一條の六第一項(厚生年金保険法附則第十一條の六第八項において準用する場合を含む。)の項中「を乗じて得た額又は平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一條の二の規定を適用した場合における同条第一項に規定する基本支給停止額」とあるのは「又は」と、「得た額との合計額」</p>	<p>前項の規定に平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一條の二第二項各号</p>
	<p>前項の規定に平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一條の二第二項各号</p>

とあるのは「得た額」と、「を乗じて得た額又は平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一條の二の規定を適用した場合における同条第一項に規定する基本支給停止額と特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額」とあるのは「又は」とする。

四 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十八條各号に掲げる年金たる給付(次に掲げる年金たる給付(第五十三條第四項において「特例による退職共済年金」という。)に限る。)の受給権者(昭和三十年十月二日以後に生まれた者に限る。以下この項において同じ。)の受給権者(昭和三十年十月二日以後)と、同表厚生年金保険法附則第十一條の二第一項の項中「の受給権者(昭和三十年十月二日以後)」とあるのは「(平成二十七年経過措置政令第五十一条第四項に規定する特例による退職共済年金に限る。以下この項において同じ。)の受給権者(昭和三十年十月二日以後)」と、同表厚生年金保険法附則第十一條の三第一項の項中「昭和三十年十月二日から昭和三十年十月一日までの間」とあるのは「昭和三十年十月一日から昭和三十年十月一日までの間」と、同表改正後厚生年金保険法附則第十一條の四第二項の項中「昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間」とあるのは「昭和三十年十月一日から昭和三十年十月一日までの間」と、同表厚生年金保険法附則第十一條の六第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)の項中「昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間」とあるのは「昭和三十年十月二日以後」と、同表厚生年金保険法附則第十一條の六第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)の項中「昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間」とあるのは「昭和三十年十月二日以後」と読み替えるものとする。

一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の七の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものに限る。)及び改正前国共済法附則第十二條の八の規定による退職共済年金

二 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九條の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五條の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものに限る。)及び改正前地共済法附則第二十六條の規定による退職共済年金

三 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前私学共済法第二十五條において準用する例による改正前国共済法附則第十二條の七の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものに限る。)及び改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前私学共済法附則第十二條の八の規定による退職共済年金

四 平成十三年統合法附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第七條の規定による退職共済年金(同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第十二條の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものに限る。)及び平成十三年統合法附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第十三條第二項の規定による退職共済年金

第五十二條 前条第一項に規定する受給権者(継続組合員等であつて、障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者であるものに限る。次項において同じ。)について、同条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一條の二第一項及び第二項の規定を適用する場合(前条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五條第二項の規定により老齢厚生年金の支給が停止される場合を除く。)においては、前条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一條の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定

よる当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該前項の平成二十七年経過措置政令第五十三号の規定により読み替えられた改より読正後厚生年金保険法附則第十三条の六み替え第一項の規定を適用した場合における同項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十三号第一項の規定に一項各より読み替えられた改正後厚生年金保号に定除法附則第十三条の六第四項各号に掲める額を当該同項各号に定める額との合計額

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に
限る。）について、改正後厚生年金保険法附則
第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用
する場合においては、前二項の規定の例によ
る。

4 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規
定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第
四十八号各号に掲げる年金たる給付（特例によ
る退職共済年金に限る。）の受給権者（昭和三十
年十月二日以後に生まれた者であつて、六十
五歳に達していないものに限る。）であるもの
については、第一項の規定を準用する。この場
合において、同項の表第一項の項中「の受給権
者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十
月一日までの間」とあるのは「（平成二十七年
経過措置政令第五十一号第四項に規定する特別
による退職共済年金に限る。以下この項及び第四
項において同じ。）の受給権者（昭和三十年十
月二日以後」と、同表第四項の項中「昭和二十
五年十月二日から昭和三十年十月一日までの
間」とあるのは「昭和三十年十月二日以後」と
読み替えるものとする。

整額が加算されているものを除く。）の受給権
者であるものに限る。）については、改正後厚
生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定
は、適用しない。
（厚生年金保険法附則第八条の規定による老
齢厚生年金の受給権者であつて退職共済年金等の
受給権者であるものに係る老齢厚生年金の平成
六年改正法等の規定による支給停止に関する特
例）

第五十五条 厚生年金保険法附則第八条の規定に
よる老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十
八号各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭
和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日ま
での間に生まれた者に限る。）であるものにつ
いて、平成六年改正法附則第二十一条（改正後
平成六年改正法附則第二十二条において準用す
る場合を含む。）並びに改正後平成六年改正法
附則第二十四条第四項及び第五項並びに第二十
六条の規定を適用する場合においては、次の表
の上欄に掲げる法律の規定の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と
する。

平成六年改正受 給権者（被用者年金制度の 法附則第二十給 一元化等を行うための厚生年 金保険法等の一部を改正する 法律の施行に伴う厚生年金保 険の給付等に関する経過 措置に関する政令（平成二十 七年政令第三百四十三号。以 下この項、第二十四号第四項 及び第二十六号第一項におい て「平成二十七年経過措置政 令」という。）第四十八号各号 に掲げる年金たる給付の受給 権者（昭和二十五年十月二日 から昭和三十年十月一日まで の間に生まれた者に限る。）に 限る。）	と老齢厚生年金等の額の合計 額（老齢厚生年金
--	---------------------------

改正後平成六 年改正法附則 第二十四号第 四項	改正後平成六 年改正法附則 第二十六号第 九項において 準用する場合 を含む。）	を と平成二十七年経過措置政令 第四十八号各号に掲げる年金 たる給付の額との合計額をい う。）を十一 に当該老齢厚生年金の額を十 二で除して得た額を基本月額 で除して得た数を乗じて得た 額に十二	（の受給権者（平成二十七年 経過措置政令第四十八号各号 に掲げる年金たる給付の受給 権者（昭和二十五年十月二日 から昭和三十年十月一日まで の間に生まれた者に限る。）に 限る。）	の受給権者（平成二十七年経 過措置政令第四十八号各号に 掲げる年金たる給付の受給権 者（昭和二十五年十月二日か ら昭和三十年十月一日まで の間に生まれた者に限る。）に 限る。）	に当該老齢厚生年金の額を十 二で除して得た額を基本月額 で除して得た数を乗じて得た 額に十二	を と平成二十七年経過措置政令 第四十八号各号に掲げる年金 たる給付の額との合計額をい う。）を十一 に当該老齢厚生年金の額を十 二で除して得た額を基本月額 で除して得た数を乗じて得た 額に十二
----------------------------------	---	---	---	--	---	---

2 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の
規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者
が継続第一号厚生年金被保険者である場合に
限る。）について準用する。この場合において、
次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する
ときは、同条第二項中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替
えるものとする。

前項の同項被用者年金制度の一 元化等を行うための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律 （平成二十七年経過措置政令 第五十三号）第三十三号。以 下この項において「平成二十 七年経過措置政令」という。） 第五十五号第一 項の規定により読み替えられた 改正後厚生年金の額を十二で 除して得た額を基本月額で除 して得た数を乗じて得た額に 十二	前項の同項被用者年金制度の一 元化等を行うための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律 （平成二十七年経過措置政令 第五十三号）第三十三号。以 下この項において「平成二十 七年経過措置政令」という。） 第五十五号第一 項の規定により読み替えられた 改正後厚生年金の額を十二で 除して得た額を基本月額で除 して得た数を乗じて得た額に 十二
--	--

よる当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該前項の平成二十七年経過措置政令第五十三号の規定により読み替えられた改より読正後厚生年金保険法附則第十三条の六み替え第一項の規定を適用した場合における同項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十三号第一項の規定に一項各より読み替えられた改正後厚生年金保号に定除法附則第十三条の六第四項各号に掲める額を当該同項各号に定める額との合計額

よる正後平成六年改正法附則第二十六
 報条第八項において準用する場合に
 酬月を含む。以下この項において同じ。
 額相に掲げる場合に同じ平成二十七
 額年経過措置政令第七十二条の規
 と基により読み替えられた改正後平
 本 月 六年改正法附則第二十六條第一
 各号に定める額（その額に六分の
 十五を乗じて得た額に当該受給権
 者に係る標準報酬月額を加えた額
 が雇用保険法（昭和四十九年法律
 第十六号）第六十一条第一項第
 二号に規定する支給限度額（以下
 この項において「支給限度額」と
 いう。）を超えるときは、支給限
 度額から当該標準報酬月額を減じ
 て得た額に十五分の六を乗じて得
 た額。以下この項において同じ。）
 との合計額が、平成二十七年経過
 措置政令第七十二条の規定により
 読み替えられた改正後平成六年改
 正法附則第二十一条の規定を適用
 した場合における同条第一項の規
 定による総報酬月額相当額と基本
 月額に雇用保険法の規定による高
 年齢雇用継続基本給付金（以下こ
 の項において「高齢雇用継続基
 本給付金」という。）及び高齢
 再就職給付金（以下この項におい
 て「高齢再就職給付金」とい
 う。）に相当する額（当該受給権
 者に係る標準報酬月額が、みなし
 賃金日額（当該受給権者が高齢
 雇用継続基本給付金の支給を受け
 ることができる場合における同法
 第六十一条第一項、第三項及び第
 四項の規定によるみなし賃金日額
 をいう。以下この項において同
 じ。）又は賃金日額（当該受給権
 者が高齢再就職給付金の支給を
 受けることができる場合における
 同法第六十一条の第二項の賃金
 日額をいう。以下この項において
 同じ。）に三十を乗じて得た額の
 百分の六十一に相当する額未満で
 あるときは、当該標準報酬月額に
 百分の十五を乗じて得た額とし、

当該標準報酬月額が、みなし賃金
 日額又は賃金日額に三十を乗じて
 得た額の百分の六十一に相当する
 額以上であるときは、みなし賃金
 日額又は賃金日額に三十を乗じて
 得た額に対するみなし賃金日額又
 は賃金日額の割合が増加する程度
 に応じ、百分の十五から一定の割
 合で減減するように厚生労働省令
 で定める率を乗じて得た額とす
 る。ただし、その額に当該標準報
 酬月額を加えた額が支給限度額を
 超えるときは、当該支給限度額か
 ら当該標準報酬月額を減じて得た
 額とする。）を加算した額

前項平成二十七年経過措置政令第七
 十二條の規定により読み替えられた
 規二條の規定を適用した場合におけ
 るに改正後平成六年改正法附則第二十
 一条の規定を適用した場合と平
 読み替えられた改正後平成六年改
 正法附則第二十一条の規定により
 読み替えられた改正後平成六年改
 正法附則第二十一条の規定による

第七十二條の規
 定により読み
 替えられた改
 正後平成六
 年改正法附
 則第二十二
 條の規定を
 適用した場合
 と平成二十七
 年経過措置
 政令第七十
 二條の規定
 を適用した場
 合とを比較し
 て、その額に
 当該標準報
 酬月額を加
 えた額が支
 給限度額を
 超えるとき
 は、当該支
 給限度額か
 ら当該標準
 報酬月額を
 減じて得た
 額に十五分
 の六を乗じ
 て得た額。以下この項におい
 て「合計額が、平成二十七年経過
 措置政令第七十二条の規定により
 読み替えられた改正後平成六年改
 正法附則第二十一条の規定による
 総報酬月額相当額と基本月額
 （報酬比例部分等の額につき適用
 する場合における平成二十七年経
 過措置政令第七十二条の規定によ
 り読み替えられた改正後平成六年
 改正法附則第二十一条第一項の規
 定による基本月額をいう。以下こ
 の項において同じ。）に雇用保険
 法の規定による高齢雇用継続基
 本給付金（以下この項において
 「高齢雇用継続基本給付金」と
 いう。）及び高齢再就職給付金
 （以下この項において「高齢再
 就職給付金」という。）に相当す
 る額（当該受給権者に係る標準報
 酬月額が、みなし賃金日額（当該
 受給権者が高齢雇用継続基本給
 付金の支給を受けることができる
 場合における同法第六十一条第一
 項、第三項及び第四項の規定によ
 るみなし賃金日額をいう。以下こ

同改正後平成六年改正法附則第二十六
 條第一項各号に掲げる場合に同じ
 第一項と同項各号に定める額との合計額
 めるに各号に定める額
 第七十二條の規
 定により読み
 替えられた改
 正後平成六
 年改正法附
 則第二十二
 條の規定を
 適用した場合
 と平成二十七
 年経過措置
 政令第七十
 二條の規定
 を適用した場
 合とを比較し
 て、その額に
 当該標準報
 酬月額を加
 えた額が支
 給限度額を
 超えるとき
 は、当該支
 給限度額か
 ら当該標準
 報酬月額を
 減じて得た
 額に十五分
 の六を乗じ
 て得た額。以下この項におい
 て「合計額が、平成二十七年経過
 措置政令第七十二条の規定により
 読み替えられた改正後平成六年改
 正法附則第二十一条の規定による
 総報酬月額相当額と基本月額
 （報酬比例部分等の額につき適用
 する場合における平成二十七年経
 過措置政令第七十二条の規定によ
 り読み替えられた改正後平成六年
 改正法附則第二十一条第一項の規
 定による基本月額をいう。以下こ
 の項において同じ。）に雇用保険
 法の規定による高齢雇用継続基
 本給付金（以下この項において
 「高齢雇用継続基本給付金」と
 いう。）及び高齢再就職給付金
 （以下この項において「高齢再
 就職給付金」という。）に相当す
 る額（当該受給権者に係る標準報
 酬月額が、みなし賃金日額（当該
 受給権者が高齢雇用継続基本給
 付金の支給を受けることができる
 場合における同法第六十一条第一
 項、第三項及び第四項の規定によ
 るみなし賃金日額をいう。以下こ

の項において同じ。）又は賃金日額（当該支給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が通増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で通減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。）を加算した額	の特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置停止政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法に附則第二十四条第四項及び第五項十二の規定を適用した場合における一の乗の期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の得た期間をいう。以下この項において同じ。）に基づき老齢厚生年金の額（報酬比例部分等の額につき適用する規程における平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定による一の期間に基づく老齢厚生年金の額とする。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数に乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成
---	--

よる六年改正法附則第二十四条第四項に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額	の規程における平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号に規定する額と平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法に附則第二十六条第一項各号に掲げる場合に応じた同項各号に定める各号との合計額	に成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合には、当該基本月額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数に乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成
--	--	---

読み替へ項に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額	前項の規定は、施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（継続組合員等に限定。）であるものが受給権を有する当該同条の規定による老齢厚生年金について準用する。この場合において、前項の表改正後厚生年金保険法附則第十三条の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第二十一条第一項及び第二項の規定を適用する。
--	--

とあるのは	前項の規定に改正後厚生年金令第八條の五第三項より読み替へられた同法附則第二十一条第一項各号の二第二項各号
とあるのは	「と、同表改正後厚生年金令第八條の五第三項の規定により読み替へられた厚生年金保険法附則第二十一条の六第八項において準用する場合を含む。）の項中「を乗じて得た額又は改正後厚生年金令第八條の五第三項の規定により読み替へられた改正後厚生年金保険法附則第二十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項に規定する基本支給停止額と特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額」とあるのは「又は」と、「得た額との合計額」とあるのは「得た額」と、「を乗じて得た額又は改正後厚生年金令第八條の五第三項の規定により読み替へられた改正後厚生年金保険法附則第二十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項に規定する基本支給停止額と特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額」とあるのは「又は」と読み替へるものとする。
とあるのは	（継続組合員等である施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものに係る厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の支給停止に関する特例）
とあるのは	第五十七条 施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定

定による老齢厚生年金の受給権者であつて、施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（継続組合員等に限る。）であるものが受給権を有する当該同項の規定による老齢厚生年金について、改正後厚生年金法の第六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合には、平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定を適用するときは、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

改正後同項の規定	読み替へられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六	改正前同項の規定
項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規	項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規	項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定

当該改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基き、厚生年金の支給に当たっては、以下に掲げる規定を適用する。

改正後同項の規定	読み替へられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六	改正前同項の規定
項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規	項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規	項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定

に額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条第一項第二号に規定する支給月限度額（以下この項において「支給月限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、改正後厚生年金法の第六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合には、平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定を適用するときは、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

改正後同項の規定	読み替へられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六	改正前同項の規定
項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規	項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規	項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定

2 前項の規定は、施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第十三条の四

改正後同項の規定	読み替へられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六	改正前同項の規定
項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規	項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規	項被用者年金制度の一元化等を図る厚年令の規
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定
改正後同項の規定	改正後同項の規定	改正前同項の規定

第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（継続組合員等に限る。）であるものが受給権を有する当該同項の規定による老齢厚生年金について準用する。

3 前項に規定する受給権者（施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算された老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）以下この項において同じ。）の受給権者に限る。）が受給権を有する施行日前において支給事由の生じた繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定は、適用しない。（旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者に係る第五十五条第一項の規定の準用等）

第五十八条 旧厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金（第三項において「旧厚生年金保険法による老齢年金等」という。）の受給権者であつて、第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者であるものについて、これらの老齢年金を昭和六十年改正法附則第七十八条第六項（昭和六十年改正法附則第八十七条第七項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（平成六年改正法附則第十八条の規定によりその額が計算されているものに限る。第三項において同じ。）とみなして平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用する場合を含む。）の額に係る部分に限る。）の規定を準用する。

2 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条第一項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十八条第一項において準用する平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

2 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条第一項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十八条第一項において準用する平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十八条第一項において準用する平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）については、旧厚生年金保険法による老齢年金等を昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金とみなして平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

第五十九条 平成二十四年一元化法附則第十六条第一項及び第二項において平成二十四年一元化法附則第十三条第一項の規定を準用する場合には、同項中「国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。」である日が「同一の厚生年金保険法第六十六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。」である日」と、「同項」とあるのは「改正後厚生年金保険法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第四款 障害厚生年金及び障害手当金の支給要件に関する事項
第六十条 旧国家公務員共済被保険者期間中に初診日（改正前国共済法第八十一条第一項に規定する初診日）をいう。次条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第六十四条第一項（当該障害に係る改正前国共済法第八十一条第一項に規定する障害認定日が、施行日前にある

場合を除く。）について、厚生年金保険法第四十七條第一項の規定を適用する場合において、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「国家公務員共済組合の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該初診日が平成二十六年四月一日以後にある場合に限る。）とする。」とする。

2 旧地方公務員共済被保険者期間中に初診日（改正前地共済法第八十四条第一項に規定する初診日）をいう。次条第二項、第六十二条第二項、第六十三条第二項及び第六十四条第一項第二号において同じ。）がある傷病による障害（当該障害に係る改正前地共済法第八十四条第一項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。）については、厚生年金保険法第四十七條第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「地方公務員共済組合の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該初診日が平成二十六年四月一日以後にある場合に限る。）とする。」とする。

3 旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日（改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十一条第一項に規定する初診日）をいう。次条第三項、第六十二条第三項、第六十三条第三項及び第六十四条第一項第三号において同じ。）がある傷病による障害（当該障害に係る改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十一条第一項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。）については、厚生年金保険法第四十七條第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者（他の法令の規定により当該加入者であつた者とみなされたものを含むものとし、当該初診日が平成二十六年四月一日以後にある場合に限る。）とする。」とする。

4 前二項に規定する障害（昭和六十一年四月一日以後に発した傷病によるものに限る。）であつたときは、同法第四十七条の二第二項の規定に該当するものとして、同条の規定を適用する。

4 前二項に規定する障害（昭和六十一年四月一日以後に発した傷病によるものに限る。）であつたときは、同法第四十七条の二第二項の規定に該当するものとして、同条の規定を適用する。

4 前二項に規定する障害（昭和六十一年四月一日以後に発した傷病によるものに限る。）であつたときは、同法第四十七条の二第二項の規定に該当するものとして、同条の規定を適用する。

4 前二項に規定する障害（昭和六十一年四月一日以後に発した傷病によるものに限る。）であつたときは、同法第四十七条の二第二項の規定に該当するものとして、同条の規定を適用する。

4 前二項に規定する障害（昭和六十一年四月一日以後に発した傷病によるものに限る。）であつたときは、同法第四十七条の二第二項の規定に該当するものとして、同条の規定を適用する。

4 前二項に規定する障害（昭和六十一年四月一日以後に発した傷病によるものに限る。）であつたときは、同法第四十七条の二第二項の規定に該当するものとして、同条の規定を適用する。

除法第五十五条第一項の規定を適用する場合において、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（他の法令の規定により当該加入者であつた者とみなされたものを含む。）」と、「支給する」とあるのは、「支給する。ただし、当該傷病による障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日前に同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法による障害一時金の受給権を有していたことがあつた者に係る当該傷病による障害については、この限りでない」とする。

第五款 遺族厚生年金の支給要件に関する事項

第六十四条 平成二十四年一元化法附則第二十条の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつて、その資格を喪失した後に、旧国家公務員共済被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したものの
- 二 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて、その資格を喪失した後に、旧地方公務員共済被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したものの
- 三 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者であつて、その資格を喪失した後に、旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したものの

四 旧国家公務員共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金である給付（平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされたものに限る。）の受給権を有するもの

イ 改正前国共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより平成二十七年国共済経過措置政令第十五条第三項の規定が適用される場合））の受給権を有するもの

ロ 旧国共済法による障害年金（旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

される場合には、同条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前国共済年金のうち退職共済年金及び通算退職年金 減額退職年金

ニ 旧国共済法による退職年金 減額退職年金及び通算退職年金

イ 改正前地共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより平成二十七年地共済経過措置政令第十四条第三項の規定が適用される場合には、同条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ 旧地共済法による障害年金（旧地共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前地共済年金のうち退職共済年金及び通算退職年金 減額退職年金

ニ 旧地共済法による退職年金 減額退職年金及び通算退職年金

イ 改正前私学共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法第二十五条に規定する例による改正前私学共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより平成二十七年国共済経過措置政令第十五条第三項の規定が適用される場合））の受給権を有するもの

ロ 旧私学共済法による障害年金（旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前私学共済年金のうち退職共済年金及び通算退職年金 減額退職年金

ニ 旧私学共済法による退職年金 減額退職年金及び通算退職年金

イ 改正前私学共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前私学共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十五条第三項の規定が適用される場合））の受給権を有するもの

正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ 旧私学共済法による障害年金（旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前私学共済年金のうち退職共済年金及び通算退職年金 減額退職年金

ニ 旧私学共済法による退職年金 減額退職年金及び通算退職年金

イ 改正前私学共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前私学共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより平成二十七年国共済経過措置政令第十五条第三項の規定が適用される場合））の受給権を有するもの

第六十五条 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者の死亡について、厚生年金保険法第三章第四節の規定を適用する場合においては、当分の間、同法第五十八条第一項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「又は被保険者であつた者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を有する国家公務員共済組合の組合員であつた者、同項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を有する地方公務員共済組合の組合員であつた者及び同項の規定により第四号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を有する私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者を含む。以下この節において同じ。）」とする。

第六款 加給年金額の加算要件に関する事項

第六十六条 平成二十四年一元化法附則第二十一条の政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる法令の規定とし、同条に規定する者について、同欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後	改正前
厚生年金保険法第四十六条	厚生年金保険法第四十六条
厚生年金保険法第四十七条	厚生年金保険法第四十七条
厚生年金保険法第四十八条	厚生年金保険法第四十八条
厚生年金保険法第四十九条	厚生年金保険法第四十九条
厚生年金保険法第五十条	厚生年金保険法第五十条
厚生年金保険法第五十一条	厚生年金保険法第五十一条
厚生年金保険法第五十二条	厚生年金保険法第五十二条
厚生年金保険法第五十三条	厚生年金保険法第五十三条
厚生年金保険法第五十四条	厚生年金保険法第五十四条
厚生年金保険法第五十五条	厚生年金保険法第五十五条
厚生年金保険法第五十六条	厚生年金保険法第五十六条
厚生年金保険法第五十七条	厚生年金保険法第五十七条
厚生年金保険法第五十八条	厚生年金保険法第五十八条
厚生年金保険法第五十九条	厚生年金保険法第五十九条
厚生年金保険法第六十条	厚生年金保険法第六十条
厚生年金保険法第六十一条	厚生年金保険法第六十一条
厚生年金保険法第六十二条	厚生年金保険法第六十二条
厚生年金保険法第六十三条	厚生年金保険法第六十三条
厚生年金保険法第六十四条	厚生年金保険法第六十四条
厚生年金保険法第六十五条	厚生年金保険法第六十五条
厚生年金保険法第六十六条	厚生年金保険法第六十六条
厚生年金保険法第六十七条	厚生年金保険法第六十七条
厚生年金保険法第六十八条	厚生年金保険法第六十八条
厚生年金保険法第六十九条	厚生年金保険法第六十九条
厚生年金保険法第七十条	厚生年金保険法第七十条
厚生年金保険法第七十一条	厚生年金保険法第七十一条
厚生年金保険法第七十二条	厚生年金保険法第七十二条
厚生年金保険法第七十三条	厚生年金保険法第七十三条
厚生年金保険法第七十四条	厚生年金保険法第七十四条
厚生年金保険法第七十五条	厚生年金保険法第七十五条
厚生年金保険法第七十六条	厚生年金保険法第七十六条
厚生年金保険法第七十七条	厚生年金保険法第七十七条
厚生年金保険法第七十八条	厚生年金保険法第七十八条
厚生年金保険法第七十九条	厚生年金保険法第七十九条
厚生年金保険法第八十条	厚生年金保険法第八十条
厚生年金保険法第八十一条	厚生年金保険法第八十一条
厚生年金保険法第八十二条	厚生年金保険法第八十二条
厚生年金保険法第八十三条	厚生年金保険法第八十三条
厚生年金保険法第八十四条	厚生年金保険法第八十四条
厚生年金保険法第八十五条	厚生年金保険法第八十五条
厚生年金保険法第八十六条	厚生年金保険法第八十六条
厚生年金保険法第八十七条	厚生年金保険法第八十七条
厚生年金保険法第八十八条	厚生年金保険法第八十八条
厚生年金保険法第八十九条	厚生年金保険法第八十九条
厚生年金保険法第九十条	厚生年金保険法第九十条
厚生年金保険法第九十一条	厚生年金保険法第九十一条
厚生年金保険法第九十二条	厚生年金保険法第九十二条
厚生年金保険法第九十三条	厚生年金保険法第九十三条
厚生年金保険法第九十四条	厚生年金保険法第九十四条
厚生年金保険法第九十五条	厚生年金保険法第九十五条
厚生年金保険法第九十六条	厚生年金保険法第九十六条
厚生年金保険法第九十七条	厚生年金保険法第九十七条
厚生年金保険法第九十八条	厚生年金保険法第九十八条
厚生年金保険法第九十九条	厚生年金保険法第九十九条
厚生年金保険法第一百条	厚生年金保険法第一百条

<p>請求があつた生年金の額の計算の基礎となる</p>	<p>又は若しくは第三項の規定又は他の規定に基づき老齢厚生年金の受給権を取つたこと</p>	<p>当時は、老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者の期間</p>	<p>取得し取つた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者の期間</p>	<p>第四十 老齢厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第九十号)第三十三条の一項中 えられた第四十四条第一項中</p>	<p>厚生年金保険法附則第二十六項 「他の期間(以下この項において「他の期間」という。)」とあるのは「他の期間」と、</p>	<p>計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。 その間、平成二十四年一元化法附則第二十一条の規定により読み替えられた第四十四条第一項</p>
<p>被保険者期間</p>	<p>又又は若しくは第三項の規定又は他の規定に基づき老齢厚生年金の受給権を取つたこと</p>	<p>当時は、老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者の期間</p>	<p>取得し取つた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者の期間</p>	<p>第四十 老齢厚生年金保険法施行令第三十三条の一項中 えられた第四十四条第一項中</p>	<p>厚生年金保険法附則第二十六項 「他の期間(以下この項において「他の期間」という。)」とあるのは「他の期間」と、</p>	<p>当時は、被保険者期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金の額(平成二十四年法律第六十三号)附則第七項の規定により読み替えられた第四十四条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間)とを合算して得た被保険者期間とする。</p>
<p>被保険者期間</p>	<p>又又は若しくは第三項の規定又は他の規定に基づき老齢厚生年金の受給権を取つたこと</p>	<p>当時は、老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者の期間</p>	<p>取得し取つた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者の期間</p>	<p>第四十 老齢厚生年金保険法施行令第三十三条の一項中 えられた第四十四条第一項中</p>	<p>厚生年金保険法附則第二十六項 「他の期間(以下この項において「他の期間」という。)」とあるのは「他の期間」と、</p>	<p>合員期間に算入された期間を含む。旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。</p>
<p>被保険者期間</p>	<p>又又は若しくは第三項の規定又は他の規定に基づき老齢厚生年金の受給権を取つたこと</p>	<p>当時は、老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者の期間</p>	<p>取得し取つた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者の期間</p>	<p>第四十 老齢厚生年金保険法施行令第三十三条の一項中 えられた第四十四条第一項中</p>	<p>厚生年金保険法附則第二十六項 「他の期間(以下この項において「他の期間」という。)」とあるのは「他の期間」と、</p>	<p>昭和六(含む。)(老齢厚生年金にあつては、平成二十四年一元化法附則第七項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))、旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。</p>

<p>当該老 年金の 額を基 算する 際の基 礎とな る被保 險者期 間の</p>	<p>又或は若しくは第三項の規定又は他の 規定に第三項の規定に基づく老齢厚生年金の受 給権を取得したこと</p>	<p>附則第八條の規定による老齢厚 生年金の額の計算の基礎となる 規定に被保險者期間(被用者年金制度 による老の一元化等を図るための厚生年 齢厚生金保險法等の一部を改正する法 律(平成二十四年法律第六十三 號)附則第七條第一項の規定に 基き被保險者期間とみなされた 額(附則第七條第一項の規定に 基き被保險者期間とみなされた 額)より被保險者期間とみなされた 額(附則第七條第一項の規定に 基き被保險者期間とみなされた 額)と旧国家公務員共済組合員期間 との差額(他の法令の規定により当該旧国 家公務員共済組合員期間に算入 された期間を含む)、旧地方公 務員共済組合員期間(他の法令 の規定により当該旧地方公務員 共済組合員期間に算入された期 間を含む)又は旧私立学校教職 員共済加入者期間と当該老齢厚 生年金の額の計算の基礎となる 被保險者期間とを合算して得た 被保險者期間とする。)</p>	<p>法 又或は同 又或は同 又或は同 又或は同</p>	<p>平 成六 十年 四月 十三 日附 則第 三項 中</p>	<p>當該老 年金の 額を基 算する 際の基 礎とな る被保 險者期 間の</p>
<p>當該老 年金の 額を基 算する 際の基 礎とな る被保 險者期 間の</p>	<p>又或は若しくは第三項の規定又は他の 規定に第三項の規定に基づく老齢厚生年金の受 給権を取得したこと</p>	<p>附則第八條の規定による老齢厚 生年金の額の計算の基礎となる 規定に被保險者期間(被用者年金制度 による老の一元化等を図るための厚生年 齢厚生金保險法等の一部を改正する法 律(平成二十四年法律第六十三 號)附則第七條第一項の規定に 基き被保險者期間とみなされた 額(附則第七條第一項の規定に 基き被保險者期間とみなされた 額)より被保險者期間とみなされた 額(附則第七條第一項の規定に 基き被保險者期間とみなされた 額)と旧国家公務員共済組合員期間 との差額(他の法令の規定により当該旧国 家公務員共済組合員期間に算入 された期間を含む)、旧地方公 務員共済組合員期間(他の法令 の規定により当該旧地方公務員 共済組合員期間に算入された期 間を含む)又は旧私立学校教職 員共済加入者期間と当該老齢厚 生年金の額の計算の基礎となる 被保險者期間とを合算して得た 被保險者期間とする。)</p>	<p>法 又或は同 又或は同 又或は同 又或は同</p>	<p>平 成六 十年 四月 十三 日附 則第 三項 中</p>	<p>當該老 年金の 額を基 算する 際の基 礎とな る被保 險者期 間の</p>
<p>當該老 年金の 額を基 算する 際の基 礎とな る被保 險者期 間の</p>	<p>又或は若しくは第三項の規定又は他の 規定に第三項の規定に基づく老齢厚生年金の受 給権を取得したこと</p>	<p>附則第八條の規定による老齢厚 生年金の額の計算の基礎となる 規定に被保險者期間(被用者年金制度 による老の一元化等を図るための厚生年 齢厚生金保險法等の一部を改正する法 律(平成二十四年法律第六十三 號)附則第七條第一項の規定に 基き被保險者期間とみなされた 額(附則第七條第一項の規定に 基き被保險者期間とみなされた 額)より被保險者期間とみなされた 額(附則第七條第一項の規定に 基き被保險者期間とみなされた 額)と旧国家公務員共済組合員期間 との差額(他の法令の規定により当該旧国 家公務員共済組合員期間に算入 された期間を含む)、旧地方公 務員共済組合員期間(他の法令 の規定により当該旧地方公務員 共済組合員期間に算入された期 間を含む)又は旧私立学校教職 員共済加入者期間と当該老齢厚 生年金の額の計算の基礎となる 被保險者期間とを合算して得た 被保險者期間とする。以下この</p>	<p>法 又或は同 又或は同 又或は同 又或は同</p>	<p>平 成六 十年 四月 十三 日附 則第 三項 中</p>	<p>當該老 年金の 額を基 算する 際の基 礎とな る被保 險者期 間の</p>
<p>令第三 號の七 第一項</p>	<p>令第三 號の七 第一項</p>	<p>令第三 號の七 第一項</p>	<p>令第三 號の七 第一項</p>	<p>令第三 號の七 第一項</p>	<p>令第三 號の七 第一項</p>
<p>令第三 號の七 第一項</p>	<p>令第三 號の七 第一項</p>	<p>令第三 號の七 第一項</p>	<p>令第三 號の七 第一項</p>	<p>令第三 號の七 第一項</p>	<p>令第三 號の七 第一項</p>

2 平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者（施行日の前日において昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額が加算されている国民年金法による老齢基礎年金の受給権を有する者に限る。）については、前項の中

第四号	加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間

改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間

改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後昭和六十年	加入者期間（平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間

3 平成二十四年一元化法附則第二十一条の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条第一項又は第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、平成二十四年一元化法附則第十四条第一項各号に掲げる年金たる給付が次の各号に掲げる年金たる給付であるときは、当該各号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる期間は、当該各号に定める日の前日までの期間、平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の

法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、又は旧私立学校教職員共済加入者期間から除くものとする。

一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金 その受給権者が改正前国共済法附則第十二条の三の二の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

二 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金 その受給権者が改正前地共済法附則第十九条の二第一項の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

三 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金 その受給権者が改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の二の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

第六十七条 施行日の前日において平成二十四年一元化法附則第十一條各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者（当該年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限る。）であつて、かつ、同日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を有していたもの（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たない者に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当した者については、平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者とみなして、同条及び前条の規定を適用する。

一 施行日以後の第一号厚生年金被保険者期間に基づき、当該老齢厚生年金の額が第二十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十三條第二項又は第三項の規定により改定されたとき。

二 改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準

報酬の改定又は決定が行われたことにより、当該老齢厚生年金又は当該年金たる給付の額が次に掲げる規定により改定されたとき（当該標準報酬の改定又は決定が行われたことにより、厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得する場合を除く。）。

イ 厚生年金保険法第七十八条の十第一項

ロ なお効力を有する改正前国共済法第九十条の十第一項

ハ なお効力を有する改正前地共済法第七七条の四第一項

ニ なお効力を有する改正前私学共済法第二十五條において準用する例による改正前国共済法第九十三条の十第一項

三 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の決定が行われたことにより、当該老齢厚生年金又は当該年金たる給付の額が次に掲げる規定により改定されたとき（当該標準報酬の決定が行われたことにより、厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得する場合を除く。）。

イ 厚生年金保険法第七十八条の十八第一項

ロ なお効力を有する改正前国共済法第九十条の十四第一項

ハ なお効力を有する改正前地共済法第七七条の八第一項

ニ なお効力を有する改正前私学共済法第二十五條において準用する例による改正前国共済法第九十三条の十四第一項

第七款 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る給付に関する規定の適用等に関する事項

（平成二十四年一元化法附則第二十二條の政令で定める法律）

第六十八條 平成二十四年一元化法附則第二十二條に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 昭和六十年改正法

二 平成六年改正法

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る昭和六十年改正法等の規定の適用の特例）

第六十九條 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合には、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和十一年	改正後月数	昭和十一年	改正後月数
昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年

昭和十一年	改正後月数	昭和十一年	改正後月数
昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年

第二十条の二 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者（施行日の前日において昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額が加算された国民年金法による老齢基礎年金の受給権を有する者に限る。）については、前項（同項の表改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第一号の項及び改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第二号の二及び第三号の二の項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により読み替えられた昭和六十一年改正法附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、同号に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金のいづれかが次の各号に掲げる老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は、当該各号に定める日の前日までの間、同項第一号に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数から除くものとする。

一 厚生年金保険法附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金 その受給権者が六十歳に達する日

二 厚生年金保険法附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金 その受給権者が改正後厚生年金保険法附則第八條の二各項の表の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

第七十条 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金については、改正後厚生年金保険法第七十八条の三十二第二項の規定を適用する場合には、昭和六十一年改正法附則第七十三條第一項の規定による加算額を加算するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める遺族厚生年金についてのみ同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金を支給するものとする。

一 当該遺族が六十五歳に達する日の前日において、改正後厚生年金保険法第七十八条の三十二第三項の規定により厚生年金保険法第六

十二條第一項の規定による加算額が加算された各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく遺族厚生年金の受給権者であった場合 当該遺族厚生年金

二 当該遺族が遺族厚生年金を受ける権利を取得した当時六十五歳以上であった場合 各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い一の期間（当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。）に基づく遺族厚生年金

イ 第一号厚生年金被保険者期間

ロ 第二号厚生年金被保険者期間

ハ 第三号厚生年金被保険者期間

ニ 第四号厚生年金被保険者期間

第七十一条 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金については、各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金（この改正後平成六年改正法附則第十八條から第二十条の二までの規定を適用する。この場合において、改正後平成六年改正法附則第十八條第一項中「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該老齢厚生年金（その者が第二号に該当する者である場合にあつては、同法第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（第二十条の二第一項において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金に限る。」と、改正後平成六年改正法附則第二十条の二第一項中「老齢厚生年金」とあるのは「老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）の」とする。

七十二條 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつて、厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者であるものについては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに改正後平成六年改正法附則第二十一条まで並びに改正後平成六年経過措置政令第十四條の三及び第十四條の四の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和十一年	改正後月数	昭和十一年	改正後月数
昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年

昭和十一年	改正後月数	昭和十一年	改正後月数
昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年

<p>改正後平成厚生年金保険法第七十八條の六年改正法年金二十二に規定する各号の厚生附則第二十保除年金被保険者期間（以下「各一条第一項法附号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち同条に規定する一の期間（以下「一の期間」という。）に基づく同法附則第八條</p>	<p>附則以下この条並びに附則第二十四條第三項</p>	<p>第三項 老齢当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額</p>	<p>二を十及び同法第七十八條の二十二に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額（当該老齢厚生年金について、在職支給停止規定（老齢厚生年金の受給権者が同条に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者でないものとした場合に当該受給権者が被保険者等である日が属する月において適用される同法第四十六條第一項その他の当該老齢厚生年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する額に限る。）を合算して得た額を十</p>	<p>老齢当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額</p>	<p>老齢当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額</p>	<p>老齢当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額</p>	<p>老齢当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額</p>	<p>老齢当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額</p>	<p>老齢当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額</p>
<p>改正後平成厚生年金の全部</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>
<p>附則第二十保除年金被保険者期間</p>	<p>附則第二十保除年金被保険者期間</p>	<p>附則第二十保除年金被保険者期間</p>	<p>附則第二十保除年金被保険者期間</p>	<p>附則第二十保除年金被保険者期間</p>	<p>附則第二十保除年金被保険者期間</p>	<p>附則第二十保除年金被保険者期間</p>	<p>附則第二十保除年金被保険者期間</p>	<p>附則第二十保除年金被保険者期間</p>	<p>附則第二十保除年金被保険者期間</p>
<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>	<p>改正後平成厚生年金のうち一の期間に</p>

<p>るものであ るもの 又第二 則第二 二十第 項第一 定する 者であ つて同 項の表 の掲げ る年齢 に達し ないに 限る。</p>	<p>この限りでない。 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(男子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)であるもの、女子であつて附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)であるもの又は同法附則第七条の第三項第四号に規定する特定警察職員等であつて附則第二十条の二第一項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)であるものに限る。)による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)をいう。以下この号及び第四号において同じ。) 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。以下この号において同じ。) 第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者であつて、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)</p>
--	---

<p>において「平成二十四年一元化法」という。) 附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法(平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)をいう。以下この号及び第四号において同じ。) 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。以下この号において同じ。) 第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者であつて、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)</p>	<p>この限りでない。 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法(平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)をいう。以下この号において同じ。) 附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。以下この号において同じ。)</p>
--	--

<p>第七十九条の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者のうち、平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等(以下この号において「特定警察職員等」という。)以外の者であつてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の三第一項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法(平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下この号において同じ。) 第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法(平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前私学共済法をいう。以下この号において同じ。) 第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその</p>
--	---

<p>平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の三第一項の表の上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)</p>	<p>改正後平成六年改正法附則第二十七條第六項及び第八項</p>	<p>2 前項の場合においては、改正後厚年令第三条の二の二及び第三条の九の二、改正後国年令第四条の四、改正後昭和六十一年経過措置政令第二十条及び第七十条並びに改正後平成六年経過措置政令第十五条及び第十六条の規定は適用せず、改正前厚年令第三条の二の二及び第三条の九の二、改正前国年令第四条の四、改正前昭和六十一年経過措置政令第二十条及び第七十条並びに改正前平成六年経過措置政令第十六条の二及び第十六条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>改正前厚年令第三号 国家公務員共済組合法(平成二十四年法律第六十三号)の二の二の組 改正前厚年令第三号 国家公務員共済組合法(平成二十四年法律第六十三号)の二の二の組 改正前厚年令第三号 国家公務員共済組合法(平成二十四年法律第六十三号)の二の二の組 改正前厚年令第三号 国家公務員共済組合法(平成二十四年法律第六十三号)の二の二の組 改正前厚年令第三号 国家公務員共済組合法(平成二十四年法律第六十三号)の二の二の組</p> <p>下「平成二十四年一元化法」という。) 附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法</p>
---	----------------------------------	---

改正前厚地方公平成二十四年一元化法附則第 年令第三十三員等六十一條第一項の規定により 条の二の共済組なおその効力を有するものと 二第四号合法（された平成二十四年一元化法 第三十三條の規定による改正前の 地方公務員等共済組合法）	改正前厚私立学 年令第三十三員等六十一條第一項の規定により 条の二の共済組の効力を有するものとされた 二第五号法（平成二十四年一元化法附則第 四條の規定による改正前の私立学 校教職員共済法）	国家公務員共済組 法 国家公務員共済組法第四十 四條の規定によりその例 第一項の規定によりなおその 効力を有するものとされた平 成二十四年一元化法第二條の 規定による改正前の国家公務 員共済組合法	改正前厚国家公平成二十四年一元化法附則第 年令第三十三員等六十一條第一項の規定による改 正前の九の共済組正前国共済法による年金であ 二第一号法による給付のうち	改正前厚地方公平成二十四年一元化法附則第 年令第三十三員等六十一條第一項の規定による改 正前の九の共済組正前地共済法による年金であ 二第一号合法による給付のうち	改正前厚私立学公平成二十四年一元化法附則第 年令第三十三員等六十一條第一項の規定による改 正前の九の共済組正前地共済法による年金である給 二第一号法によ付のうち	改正前国国家公務員等年金制度の一元化等を 年令第四員共図るための厚生年金保険法等 条の四第共済組の一部を改正する法律（平成 三十四年法律第六十三号。以 下「平成二十四年一元化法」 という。）附則第三十七條第一 項の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成二 十四年一元化法第二條の規定
改正前国地方公平成二十四年一元化法附則第 年令第四員等六十一條第一項の規定により 条の四第共済組なおその効力を有するものと された平成二十四年一元化法 第三十三條の規定による改正前の 地方公務員等共済組合法	改正前国私立学 年令第四員等六十一條第一項の規定によりなおそ 条の四第員共済の効力を有するものとされた 五号法第二十二條平成二十四年一元化法第四 十五條の規定による改正前の私立学 校教職員共済法第二十五條	国家公務員共済組 法 国家公務員共済組法第四十 四條の規定によりその例 第一項の規定によりなおその 効力を有するものとされた平 成二十四年一元化法第二條の 規定による改正前の国家公務 員共済組合法	改正前昭国家公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前国共済法 置政令第三十三號	改正前昭国家公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前国共済法 置政令第三十三號	改正前昭新地方公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前地共済法 置政令第三十三號	改正前昭新地方公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前地共済法 置政令第三十三號
改正前昭私立学 年令第六十一員等共一 元化法改正前私学共済法 置政令第三十三號	改正前昭私立学 年令第六十一員等共一 元化法改正前私学共済法 置政令第三十三號	国家公務員共済組 法 国家公務員共済組法第四十 四條の規定によりその例 第一項の規定によりなおその 効力を有するものとされた平 成二十四年一元化法第二條の 規定による改正前の国家公務 員共済組合法	改正前昭国家公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前国共済法 置政令第三十三號	改正前昭国家公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前国共済法 置政令第三十三號	改正前昭私立学 年令第六十一員等共一 元化法改正前私学共済法 置政令第三十三號	改正前昭私立学 年令第六十一員等共一 元化法改正前私学共済法 置政令第三十三號
改正前平国家公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前国共済法 置政令第三十三號	改正前平国家公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前国共済法 置政令第三十三號	私立学 年令第六十一員等共一 元化法改正前私学共済法 置政令第三十三號	改正前平国家公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前国共済法 置政令第三十三號	改正前平国家公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前国共済法 置政令第三十三號	改正前平地方公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前地共済法 置政令第三十三號	改正前平地方公平成二十四年一元化法附則第 年令第六十一員等共一 元化法改正前地共済法 置政令第三十三號

三号) 第八十一条第二項に規定する退職共済年金の額の計算の基礎となるものに限る。) の月数(当該月数が四百八十を超える場合は、四百八十とする。)を控除して得た月数を超えるときは、当該控除して得た月数とする。

3 改正前私学共済年金のうち退職共済年金(なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十六条第一項の規定による加算額が加算されるものに限る。)の受給権者が、施行日以後の第四号厚生年金被保険者期間に基づき老齢厚生年金(昭和六十年改正法附則第五十九条第二項の規定による加算額が加算されるものに限る。)の受給権を取得した場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「を超えるときは、四百八十」とあるのは、「から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四号第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号)第八十一条第三項に規定する退職共済年金の額の計算の基礎となるものに限る。)の月数(当該月数が四百八十を超える場合は、四百八十とする。)を控除して得た月数を超えるときは、当該控除して得た月数」とする。

改正前国共済年金のうち退職共済年金等の受給権者に支給する老齢厚生年金に加算する加給年金額に関する経過措置)

81 次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條及び第九條の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものであって、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十四以上であるものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第一項の規定を適用する。

改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二條の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條並びに第十二條の四の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。)又は改正前国共済法附則第十二條の八の規定による退職共済年金

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第一項及び第二項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第二項の規定を適用する。

改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條並びに第十二條の四の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。)又は改正前国共済法附則第十二條の八の規定による退職共済年金

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第一項及び第二項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第二項の規定を適用する。

二条の四及び第十二條の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものであって、かつ、その年金額の算定の基礎となる旧国家公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)が二十年以上であるものに限る。)

改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九條の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十条の二第一項から第三項までの規定によりその額が算定されているものに限る。)及び、その年金額の算定の基礎となる旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)が二十年以上であるものに限る。)

改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二條の四及び第十二條の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものであって、かつ、その年金額の算定の基礎となる旧私立学校教職員共済加入者期間が二十年以上であるものに限る。)

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第一項及び第二項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第二項の規定を適用する。

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第一項及び第二項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第二項の規定を適用する。

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第一項及び第二項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第二項の規定を適用する。

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第一項及び第二項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第二項の規定を適用する。

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第一項及び第二項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第二項の規定を適用する。

よりその額が算定されているものに限る。)又は改正前地共済法附則第二十六条の規定による退職共済年金

改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二條の四並びに第十二條の四の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。)又は改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二條の八の規定による退職共済年金

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第三項及び第四項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第三項の規定を適用する。

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第三項及び第四項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第三項の規定を適用する。

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第三項及び第四項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第三項の規定を適用する。

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第三項及び第四項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第三項の規定を適用する。

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第三項及び第四項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第三項の規定を適用する。

次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(同法附則第九條並びに第九條の三第三項及び第四項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十六条第三項の規定を適用する。

金については、当該退職共済年金を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(平成六年改正法附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、改正後平成六年改正法附則第三十条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十六条第二項の規定を適用する。

改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九條の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の四第五項及び第六項の規定によりその額が算定されているもの又はなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものに限る。)の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該退職共済年金を厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(平成六年改正法附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されているもの又は改正後平成六年改正法附則第二十七條第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたものに限る。)とみなして、平成六年改正法附則第三十条第四項の規定を適用する。

改正前国共済年金のうち退職共済年金等の受給権者の改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

83 施行日の前日において改正前退職共済年金の受給権を有していた者(当該改正前退職共済年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前国共済法第七十八條の二第一項、改正前地共済法第八十条の二第一項、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八條の二第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する改正前厚生年金保険法第四十四條の三第一項の申出をしていない者に限る。)であつて、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得したものについて改正後厚生年金第三條の十三の二第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七十八條の二十八の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十四條の三の規定を適用する場合には、当該改正前退職共済年金を同条第一項第一号に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金とみなす。

前項に規定する者が、施行日の前日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金(同

前項に規定する者が、施行日の前日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金(同

前項に規定する者が、施行日の前日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金(同

前項に規定する者が、施行日の前日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金(同

なして、同項から同条第六項までの規定を準用する。
(特例による老齢厚生年金の支給の繰上げの申出をした者が厚生年金保険の被保険者となった場合における特例)

第九十条 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者となつたものが六十五歳に達する前に当該被保険者の資格を喪失した場合における厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による老齢厚生年金の改定額は、平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定の適用がないものとした場合に支給されるべき当該改定額から、改定前の老齢厚生年金の額を算定する場合において同条第二項又はこの項の規定により減じらるべきこととされた額を減じた額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日において特例支給開始年齢に達していないものに対する前項の規定の適用については、同項中「額を減じた額」とあるのは、「額」と当該喪失に係る被保険者期間及び当該被保険者期間に係る平均標準報酬額を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により算定された額に特例支給開始年齢と厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月の末日におけるその者の年齢(その者の年齢が改定前の老齢厚生年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢に達していないときは、当該前月の末日における年齢)との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た額との合算額を減じた額」とする。

3 前二項の規定の適用を受けた平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者となることなくして六十五歳に達したものに對する第八十八条の規定の適用については、同条中「平成二十四年一元化法附則第三十四条第二項」とあるのは「第九十条第一項又は第二項」と、「その算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされる厚生年金保険法三十四条第一項の規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる厚生年金保険法附則第八十八条の規定による老齢厚生年金の額のうち同法」とする。

則第八十八条の規定による老齢厚生年金の額のうち同法」とする。

4 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者となり六十五歳に達した日に厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者となつたとき、又は同項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつた者について同法第四十三条第二項若しくは第三項の規定による改定を行うこととなつたときにおける当該老齢厚生年金の額の算定については、同条第一項の額は、同項の規定及び平成二十四年一元化法附則第三十四条第四項の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した者であるものとして前項の規定の例により算定した額とする。

5 第一項及び第二項の場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十四条第二項」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十四条第一項及び第二項」とする。

6 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつた者に支給される厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金に係る同法第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「第四十四条の二」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十四条第四項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三十四号)第九十条第一項及び第二項」とする。

7 当分の間、平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつた者が、同条第四項の規定によりその額が算定された老齢厚生年金について厚生年金

保険法第四十四条の三第一項の規定による支給の繰上げの申出(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む)をした場合には、厚生年金保険法施行令第三十三条の五の二第一項の規定により加算する額は、平成二十四年一元化法附則第三十四条第四項の規定により算定した額について同令第三条の五の二第一項の規定の例により加算する額とする。

(改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者に支給する老齢厚生年金に関する経過措置)

第九十一条 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額については、当該退職共済年金を平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金とみなして、同条第四項の規定並びに第八十八条並びに前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を適用する。

(旧国家公務員共済組合員期間を有する者で大正十五年四月一日以前に生まれたものに係る老齢厚生年金の支給要件の特例)

第九十一条の二 旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、保険料納付済期間(国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。以下この条及び第九十九条の二において同じ。)、保険料免除期間(同法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいう。以下この条及び第九十九条の二において同じ。)、及び合算対象期間(同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間をいう。第九十九条の二において同じ。))を合算した期間が十年以上である者が、旧国共済法第七十九条の二第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」として、旧国共済法、昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済施行法及び旧通則法の規定の例によることとならば通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、厚生年金保険法第四十二条(同法附則第十四条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む)の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である者でないものとみなす。

(衛視等に係る老齢厚生年金等の特例)
第九十二条 平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項に規定する者に係る厚生年金保険法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる同法及び改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>厚生年金当時(その権利を取得し、当該厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十四年一元化法」という。)</p> <p>附則第三十五条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十四年一元化法」という。)</p>
<p>厚生年金第四十一条</p>	<p>被用者年金制度の一元化等</p>

<p>当時(その権利を取得し)當時 た当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、第四十三条第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。</p>	<p>えられた第四十四条第一項 当時</p>
---	----------------------------

第九十二条の二 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)附則第五十八条第一項の規定により同項に規定する長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国家公務員共済組合連合会に承継された者に係る第三号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険法による年金たる保険給付に関する事務は、改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号の規定にかかわらず、国家公務員共済組合連合会が行う。
(平成二十四年一元化法附則第五十七条から第五十九条まで及び第六十八条の規定の適用範囲)

第九十三条 平成二十四年一元化法附則第五十七条から第五十九条まで及び第六十八条の規定は、第三号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険法による年金たる保険給付について適用するものとし、平成二十四年一元化法附則第五十七条第三項の規定は、第三号厚生年金被保険者について適用するものとする。

(改正前地共済法附則第二十五条第二項又は第三項に規定する者に支給する特例による老齢厚生年金の額のの特例)

第九十四条 平成二十四年一元化法附則第五十七条第一項及び第二項の規定による老齢厚生年金の額については、厚生年金保険法第四十三条第一項並びに附則第九条の二及び第九条の三の規定は適用せず、当該老齢厚生年金の受給権者を改正後平成六年改正法附則第十八条第一項第三号に掲げる者とみなして、同条第二項前段の規定を適用して計算した額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第五十七条第一項及び第二項の規定による老齢厚生年金については、当該老齢厚生年金の受給権者を改正後平成六年改正法附則第二十四条第三項第二号に規定する者とみなして、同項から同条第六項までの規定を準用する。

(特例による老齢厚生年金の支給の繰上げにより減ずる額等)

第九十五条 平成二十四年一元化法附則第五十八条第四項の政令で定める額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額の百分の四に相当する額に、改正前地共済法附則別表第三から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢(第九十八条において「特例支給開始年齢」という。)と平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額とする。

第九十六条 平成二十四年一元化法附則第五十八条第六項の政令で定める額は、厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により算定した額に、平成二十四年一元化法附則第五十八条第四項の規定により減じるべきこととされた額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされる厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号に掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額とする。

(改正前地共済法附則第二十六条第二項から第四項までに規定する者に係る繰上げ支給の老齢厚生年金の特例)

第九十七条 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者については、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項並びに厚生年金保険法附則

第八十条及び第十三条の四の規定は、適用しない。

2 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金に係る厚生年金保険法第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十二条の二」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き(一)と、(附則第八十条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き胎児」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、六十五歳に達する前に当該被保険者の資格を喪失した場合における厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による老齢厚生年金の改定額は、平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合に支給されるべき当該改定額から、改正前の老齢厚生年金の額を算定する場合において同条第四項又はこの項の規定により減じるべきこととされた額を減じた額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日において特例支給開始年齢に達していないものに対する前項の規定の適用については、同項中「額を減じた額」とあるのは、「額」と当該喪失に係る被保険者期間及び当該被保険者期間に係る平均標準報酬額を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により算定された額に特例支給開始年齢と厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月の末日におけるその者の年齢(その者の年齢が改正前の老齢厚生年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢に達していないときは、当該前月の末日における年齢)との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た額との合算額を減じた額」とする。

3 前二項の規定の適用を受けた平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、

則第八十条及び第十三条の四の規定は、適用しない。

2 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金に係る厚生年金保険法第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十二条の二」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第五十八条第四項及び第六十三号)附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き(一)と、(附則第八十条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き胎児」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、六十五歳に達する前に当該被保険者の資格を喪失した場合における厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による老齢厚生年金の改定額は、平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合に支給されるべき当該改定額から、改正前の老齢厚生年金の額を算定する場合において同条第四項又はこの項の規定により減じるべきこととされた額を減じた額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日において特例支給開始年齢に達していないものに対する前項の規定の適用については、同項中「額を減じた額」とあるのは、「額」と当該喪失に係る被保険者期間及び当該被保険者期間に係る平均標準報酬額を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により算定された額に特例支給開始年齢と厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月の末日におけるその者の年齢(その者の年齢が改正前の老齢厚生年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢に達していないときは、当該前月の末日における年齢)との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た額との合算額を減じた額」とする。

3 前二項の規定の適用を受けた平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、

則第八十条及び第十三条の四の規定は、適用しない。

2 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金に係る厚生年金保険法第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十二条の二」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第五十八条第四項及び第六十三号)附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き(一)と、(附則第八十条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き胎児」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、六十五歳に達する前に当該被保険者の資格を喪失した場合における厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による老齢厚生年金の改定額は、平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合に支給されるべき当該改定額から、改正前の老齢厚生年金の額を算定する場合において同条第四項又はこの項の規定により減じるべきこととされた額を減じた額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日において特例支給開始年齢に達していないものに対する前項の規定の適用については、同項中「額を減じた額」とあるのは、「額」と当該喪失に係る被保険者期間及び当該被保険者期間に係る平均標準報酬額を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により算定された額に特例支給開始年齢と厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月の末日におけるその者の年齢(その者の年齢が改正前の老齢厚生年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢に達していないときは、当該前月の末日における年齢)との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た額との合算額を減じた額」とする。

3 前二項の規定の適用を受けた平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、

厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者となることなくして六十五歳に達したものに對する第九十六条の規定の適用については、同条中「平成二十四年一元化法附則第五十八条第四項」とあるのは「第九十八条第一項又は第二項」と、「その算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされる厚生年金保険法」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の額のうち同法」とする。

4 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者となり六十五歳に達した日に厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者となつたとき、又は平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつた者について厚生年金保険法第四十三条第二項若しくは第三項の規定による改定を行うこととなつたときにおける当該老齢厚生年金の額の算定については、同条第一項の額は、同項の規定及び平成二十四年一元化法附則第五十八条第六項の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した者であるものとして前項の規定の例により算定した額とする。

5 第一項及び第二項の場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十八条第四項」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第九十八条第一項及び第二項」とする。

6 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつた者に支給される厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金に係る同法第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「第四十三条」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法

等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十八条第六項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第九十八条第三項若しくは第四項の規定並びに第四十三條第二項及び第三項」と、「同条に定める」とあるのは「これらの規定により算定した」とする。

7 当分の間、平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつた者が、同条第六項の規定によりその額が算定された老齢厚生年金について厚生年金保険法第四十四条の第三項の規定による支給の繰下げの申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）をした場合には、厚生年金保険法施行令第三条の五の第二項の規定により加算する額は、平成二十四年一元化法附則第五十八条第六項の規定により算定した額について同令第三条の五の第二項の規定の例により加算する額とする。

（改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者に支給する老齢厚生年金に関する経過措置）
 第九十九条 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額については、当該退職共済年金を平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金とみなして、同条第六項の規定並びに第九十六条並びに前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を適用する。

第九十九条の二 旧地方公務員共済組合員期間を有し、かつ、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が十年以上である者であつて、大正十五年四月一日以前に生まれたものが、旧地共済法第八十二条第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」として、旧地共済法、昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済法及び旧通則法の規定の例によるものとならば通算退職

年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、厚生年金保険法第四十二条（同法附則第十四条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である者でないものとみなす。
 （警察職員等に係る老齢厚生年金等の特例）
 第一百条 平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に係る平成二十四年一元化法附則第五十七条第一項の規定の適用については、その者の被保険者期間が二十年未満であるときはその者の被保険者期間が二十年以上であるものとみなし、その者に係る老齢厚生年金の額を計算する場合における厚生年金保険法第四十四条第一項（同法附則第九条の二第三項並びに第九条の三第二項及び第四項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第二十条の二第三項及び第五項並びに第二十七条第十七項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九條の三第一項及び第三項、平成六年改正法附則第十八条第二項、改正後平成六年改正法附則第二十条の二第二項及び第四項並びに平成二十四年一元化法附則第五十八条第四項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）、厚生年金保険法附則第十六条並びに平成六年改正法附則第三十条第一項及び第四項の規定の適用については、老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるときはその者の当該被保険者期間の月数は二百四十以上であるものとみなし、その者に係る遺族厚生年金の額を計算する場合における厚生年金保険法第六十二条第一項の規定の適用については、遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるときはその者の当該被保険者期間の月数は二百四十以上であるものとみなす。
 （地方公共団体の長であつた者に支給する改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置）
 第一百一条 地方公共団体の長であつた期間（平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項に規定する地方公共団体の長であつた期間をいう。以下この条、次条及び第一百七七條において同じ。）の全部が平成十五年四月一日以後である者につ

いて、平成二十四年一元化法附則第六十八條（第七項を除く。以下この条から第一百三三條までにおいて同じ。）の規定により加算される額が、施行日前の地方公共団体の長であつた期間を計算の基礎として平成二十七年地共済経過措置政令第十八條の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。次条第二項第二号口において「読替え後の平成十二年地共済改正法」という。）附則第十一條第五項第二号及び第八項の規定の例により計算される額に從前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。次条第二項各号において「平成十二年改正法」という。）附則第二十一條第一項及び第二項に規定する從前額改定率をいう。次条第二項第二号イにおいて同じ。）を乗じて得た額に施行日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額に満たないときは、当該額を平成二十四年一元化法附則第六十八條の規定により加算される額とする。

第一百二條 地方公共団体の長であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に對する平成二十四年一元化法附則第六十八條の規定の適用については、同条第一項中「地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額」とあるのは「施行日前の地方公共団体の長であつた期間を計算の基礎として被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八條の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下この条において「読替え後の平成十二年地共済改正法」という。）附則第十條第五項から第八項までの規定の例により計算した額」と、同条第二項、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五項及び第六項中「地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に

いて、平成二十四年一元化法附則第六十八條（第七項を除く。以下この条から第一百三三條までにおいて同じ。）の規定により加算される額が、施行日前の地方公共団体の長であつた期間を計算の基礎として平成二十七年地共済経過措置政令第十八條の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。次条第二項第二号口において「読替え後の平成十二年地共済改正法」という。）附則第十一條第五項第二号及び第八項の規定の例により計算される額に從前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。次条第二項各号において「平成十二年改正法」という。）附則第二十一條第一項及び第二項に規定する從前額改定率をいう。次条第二項第二号イにおいて同じ。）を乗じて得た額に施行日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額に満たないときは、当該額を平成二十四年一元化法附則第六十八條の規定により加算される額とする。

（地方公共団体の長であつた者に支給する改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置）
 第一百一条 地方公共団体の長であつた期間（平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項に規定する地方公共団体の長であつた期間をいう。以下この条、次条及び第一百七七條において同じ。）の全部が平成十五年四月一日以後である者につ

いて、平成二十四年一元化法附則第六十八條（第七項を除く。以下この条から第一百三三條までにおいて同じ。）の規定により加算される額が、施行日前の地方公共団体の長であつた期間を計算の基礎として平成二十七年地共済経過措置政令第十八條の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。次条第二項第二号口において「読替え後の平成十二年地共済改正法」という。）附則第十一條第五項第二号及び第八項の規定の例により計算される額に從前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。次条第二項各号において「平成十二年改正法」という。）附則第二十一條第一項及び第二項に規定する從前額改定率をいう。次条第二項第二号イにおいて同じ。）を乗じて得た額に施行日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額に満たないときは、当該額を平成二十四年一元化法附則第六十八條の規定により加算される額とする。

（地方公共団体の長であつた者に支給する改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置）
 第一百一条 地方公共団体の長であつた期間（平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項に規定する地方公共団体の長であつた期間をいう。以下この条、次条及び第一百七七條において同じ。）の全部が平成十五年四月一日以後である者につ

相当する額」とあるのは「施行日前の地方公共団体の長であった期間を計算の基礎として読替え後の平成二十二年地共済改正法附則第十條第五項から第八項までの規定の例により計算した額」とする。

2 前項に規定する者について、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、同号口に掲げる額に相当する額を同項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十八條の規定により加算される額とする。

一 平成十二年改正法附則第二條第一項に規定する額及び前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十八條の規定により加算される額の合算額

二 次に掲げる額の合算額

イ 平成十二年改正法附則第二十一條第一項各号に掲げる額を合算して得た額に従前額改定率を乗じて得た額

ロ 施行日前の地方公共団体の長であった期間を計算の基礎として読替え後の平成二十二年地共済改正法附則第十一條第五項、第七項及び第八項の規定の例により計算される額に施行日前の地方公共団体の長であった期間の月数(当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四)を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額

(地方公共団体の長であった者に支給する改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付の併給調整に関する経過措置)

第百三條 平成二十四年一元化法附則第六十八條の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付について、改正後厚生年金保険法第三十八條の規定を適用する場合においては、同条第一項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十八條第二項又は第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により加算された額に相当する部分を除く。」と、「老齢厚生年金」とあるのは「老齢厚生年金(同条第一項又は第六項の規定により加算された額に相当する部分を除く。)」と、「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金(同条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。)」とする。

2 平成二十四年一元化法附則第六十八條の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち、次の各号に掲げる額に相当する部分については、当該各号に定める年金たる給付とみなして、平成二十七年地共済経過措置政令第七條第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法(以下この項において「読替え後のなお効力を有する改正前地共済法」という。))第七十六條の規定を適用する。

一 平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項及び第六項の規定により加算された額に相当する部分 読替え後のなお効力を有する改正前地共済法第五十一條ただし書に規定する旧職域加算退職給付

二 平成二十四年一元化法附則第六十八條第二項及び第三項(同条第四項において準用する場合を含む。第六十六條第三項において同じ。))の規定により加算された額に相当する部分 読替え後のなお効力を有する改正前地共済法第七十四條第二号に規定する旧職域加算障害給付

三 平成二十四年一元化法附則第六十八條第五項の規定により加算された額に相当する部分 読替え後のなお効力を有する改正前地共済法第五十一條ただし書に規定する旧職域加算遺族給付

(地方公共団体の長であった者に係る老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第百四條 平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項の規定による加算額が加算された厚生年金保険法による老齢厚生年金について、同法第四十四條の三及び厚生年金保険法施行令第三條の五の二の規定を適用する場合においては、同法第四十四條の三第四項中「及び第四十四條」とあるのは、「第四十四條及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十八條第一項」と、同令第三條の五の二第二項中「加算した額」とあるのは「加算した額」と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十八條第一項の規定による加算額に特例加算支給率を乗じて得た額との合算額」と、同条第二項中「をいう」とあるのは「をいい、前項の特例加算支給率は、被用者年金制度の一元化等を

図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第七條第二項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令第二十五條の四の第三項の規定により算定した率をいう」とする。

(地方公共団体の長であった者に係る老齢厚生年金の支給の繰上げに関する経過措置)

第百五條 平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項の規定による加算額が加算された厚生年金保険法による老齢厚生年金について、同法附則第七條の三及び第十三條の四並びに厚生年金保険法施行令第六條の三及び第八條の二の三の規定を適用する場合においては、同法附則第七條の三第四項中「第四十三條第一項」とあるのは「第四十三條第一項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十八條第一項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、同法附則第十三條の四第四項中「第四十三條第一項」とあるのは「第四十三條第一項又は平成二十四年一元化法」という。附則第六十八條第一項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、同令第六條の三中「第四十三條第一項」とあるのは「第四十三條第一項又は平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項」と、同令第八條の二の三第一項中「第四十三條第一項」とあるのは「第四十三條第一項又は平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項」とする。

(地方公共団体の長であった者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置)

第百六條 平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項又は第六項の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金について、厚生年金保険法附則第七條の四(同法附則第十一條の五及び第十三條の六第三項において準用する場合を含む。))の規定及び第四十九條第一項に規定する支給停止に関する規定を適用する場合には、平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項又は第六項の規定により加算された額に相当する部分は、当該老齢厚生年金から除くものとする。

2 平成二十四年一元化法附則第六十八條第一項又は第六項の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者が国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員(前月以前の月に属する日から引き続き当該組合員の資格を有する者に限る。)であるときは、当該組合員である間、当該老齢厚生年金のうちこれらの規定により加算された額に相当する部分の支給を停止する。

3 平成二十四年一元化法附則第六十八條第二項又は第三項の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者が国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該障害厚生年金のうちこれらの規定により加算された額に相当する部分の支給を停止する。

(地方公共団体の長であった者が離婚等をした場合における標準報酬の改定等に係る経過措置)

第百七條 地方公共団体の長であった期間を有する者について、厚生年金保険法第七十八條の六第三項並びに第七十八條の十第一項及び第二項並びに改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第四項の規定を適用する場合には、厚生年金保険法第七十八條の六第三項中「被保険者期間であつて」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であった期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十八條第一項に規定する地方公共団体の長であった期間をいう。以下同じ。))であつて」と、「被保険者期間でない」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であつた期間でない」と、「被保険者期間であつた」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であつた期間であつた」と、同法第七十八條の十第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であつた期間」と、同条第二項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であつた期間」と、改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第四項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であつた期間」とする。

第三節 脱退一時金に関する事項

(平成二十四年一元化法附則第二十三条第二項の地共済の掛金率の計算方法)

第百八条 平成二十四年一元化法附則第二十三条第二項に規定する地共済の掛金率は、改正前地共済法百十四条第三項の規定により地方公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する長期給付に係る組合員の期末手当等と掛金との割合とする。

(改正前国共済年金のうち障害共済年金等の受給権者に支給する脱退一時金に関する特例)

第百九条 改正後厚生年金保険法附則第二十九条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号中「保険給付」とあるのは、「保険給付又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付若しくは平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私立学共済法による年金である給付のうち障害共済年金及び平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法、平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法若しくは平成二十四年一元化法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法による障害手当金若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による障害年金及び障害手当金」とする。

2 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第二十九条第一項の請求をすることができた者(施行日以後に国民年金の被保険者となった者及び日本国内に住所を有した者を除く。)に係る脱退一時金については、なお従前の例による。

第四章 費用の負担に関する経過措置

(平成二十四年一元化法附則第二十六条の厚生年金相当給付費用)

第百十条 平成二十四年一元化法附則第二十六条の厚生年金相当給付費用は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- 一 平成二十四年一元化法附則第二十条第一号に掲げる年金たる給付、当該年金たる給付に要する費用から当該費用のうち改正後厚年令第四條の二の四第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる費用を控除した費用
- 二 平成二十四年一元化法附則第二十条第二号に掲げる年金たる給付、当該年金たる給付に要する費用から当該費用のうち改正後厚年令第四條の二の四第一項第一号、第三号及び第六号に掲げる費用を控除した費用
- 三 平成二十四年一元化法附則第二十条第三号に掲げる年金たる給付、当該年金たる給付に要する費用から当該費用のうち改正後厚年令第四條の二の四第一項第一号及び第四号に掲げる費用を控除した費用
- (平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項の実施機関に係る政令で定める費用等)
- 第百十一条 平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項の各実施機関(改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関をいう。次条において同じ。)に係る政令で定める費用は、平成二十七年に於ける次に掲げる費用とする。
 - 一 改正後厚年令第四條の二の二に規定する費用
 - 二 改正後厚年令第四條の二の三各号(第二号を除く。)に掲げる給付に要する費用(改正後厚年令第四條の二の四第一項各号に掲げる費用に相当する部分を除く。以下この号において「厚生年金保険給付相当給付費用」という。)(施行日前における厚生年金保険給付相当給付費用に相当する費用を含む。)
 - 三 改正後厚生年金保険法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分の納付に要する費用
 - 四 第一号及び第二号に掲げる費用に係る給付(国民年金法第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金を含む。)に係る事務に要する費用(次項第四号に掲げる費用に相当する部分に限る。)
 - 平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項の厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき政令で定める費用は、平成二十七年に於ける次に掲げる費用とする。
 - 一 改正後厚年令第四條の二の二に規定する費用
 - 二 改正後厚年令第四條の二の三第一号及び第二号に掲げる給付に要する費用

三 改正後厚生年金保険法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分の負担に要する費用

四 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第百十四条第六項に規定する額に相当する費用

(実施機関積立金の当初額の算定方法)

第百十二条 各実施機関の積立金(改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第三号に定める者(以下この項及び第五項並びに次条において「第三号厚生年金実施機関」という。))にあつては、地方公務員共済組合(地方公務員等共済組合法第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。以下この項及び次条において同じ。)、全国市町村職員共済組合及び地方公務員共済組合連合会の積立金の総額とする。次項において同じ。のうち、平成二十七年の実施機関厚生年金保険事業費等(平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項に規定する実施機関厚生年金保険事業費等をいう。以下この条及び次条において同じ。))の額(第三号厚生年金実施機関に於ては、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に係る同年度の実施機関厚生年金保険事業費等の合計額とする。次項及び第五項において同じ。))の見込額に、同年度における前条第二項に規定する費用の見込額に対する平成二十六年の末日における改正後厚生年金保険法第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額の見込額の比率(第六項において「概算政府積立比率」という。))を乗じて得た額(以下この条において「概算実施機関積立金の額」という。)に相当する部分は、施行日において、それぞれ実施機関積立金(改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいい、第三号厚生年金実施機関にあつては、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合及び地方公務員共済組合連合会の当該実施機関積立金の総額とする。次項及び第三項において同じ。))として積み立てられたものとみなす。

2 実施機関に係る概算実施機関積立金の額が、平成二十七年の実施機関厚生年金保険事業費の額に平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項に規定する政府積立比率(第七項及び次条において「政府積立比率」という。))を乗じて得た額(次項及び第七項において「確定実施

機関積立金の額」という。)に満たないときは、共済給付積立金(実施機関の積立金のうち実施機関積立金以外の部分をいう。次項において同じ。))のうち、その満たない額(その満たない額についての施行日の翌日から厚生労働大臣が定める日までの期間に応ずる利子に相当する額を含む。)に相当する部分は、当該厚生労働大臣が定める日において、実施機関積立金として積み立てられたものとみなす。

3 実施機関に係る概算実施機関積立金の額が、当該実施機関に係る確定実施機関積立金の額を超えるときは、当該実施機関の実施機関積立金のうち、その超える額(その超える額についての施行日の翌日から厚生労働大臣が定める日までの期間に応ずる利子に相当する額を含む。)に相当する部分は、当該厚生労働大臣が定める日において、共済給付積立金として積み立てられたものとみなす。

4 前二項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、厚生年金保険事業の財政の安定に配慮して、厚生労働大臣が定める率とする。

5 各実施機関(第三号厚生年金実施機関にあつては、地方公務員共済組合連合会とする。))は、当該実施機関を所管する大臣を経由して、平成二十七年の実施機関厚生年金保険事業費等の額の見込額及び同年度の実施機関厚生年金保険事業費等の額について、厚生労働大臣に報告を行うものとする。

6 概算政府積立比率及び概算実施機関積立金の額は、厚生労働大臣が定める。

7 厚生労働大臣は、政府積立比率及び確定実施機関積立金の額について、各実施機関を所管する大臣に報告を行うものとする。

第百十三条 第三号厚生年金実施機関の積立金のうち、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に係る平成二十七年の実施機関厚生年金保険事業費等の合計額に政府積立比率を乗じて得た額に相当する額に平成二十六年の末日における地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会の積立金(改正前地共済法第二十四条(改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))に規定する積立金に限る。以下この条において同じ。))の額又は地方公務員共済組合連合会の長期給付積立金(改

機関積立金の額」という。)に満たないときは、共済給付積立金(実施機関の積立金のうち実施機関積立金以外の部分をいう。次項において同じ。))のうち、その満たない額(その満たない額についての施行日の翌日から厚生労働大臣が定める日までの期間に応ずる利子に相当する額を含む。)に相当する部分は、当該厚生労働大臣が定める日において、実施機関積立金として積み立てられたものとみなす。

共済組合の組合員に係る給料等総額の割合に二分の一を乗じて得た割合

口 平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける地方公務員共済組合の組合員に係る標準報酬の総額に対する平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員に係る標準報酬の総額の割合に二分の一を乗じて得た割合

第百十六条 平成二十七年十月における改正後昭和六十一年経過措置政令第五十八条の規定の適用については、同条第一項中「総額」とあるのは「総額（同項第十号又は第十三号に掲げる給付にあつては当該給付に要する費用の総額に各実施機関たる共済組合等が支給する平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（以下この項において「改正前国共済法による職域加算額」という。）（退職を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（第三項第十号又は第十三号に掲げる給付に係る部分に限る。）、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）（退職を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（第三項第十号又は第十三号に掲げる給付に係る部分に限る。）又は平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付（以下この項において「改正前私学共済法による年金である給付」という。）（退職を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（第三項第十号又は第十三号に掲げる給付に係る部分に限る。）又は第十三号に掲げる給付に係る部分に限る。」とあるものを加えた額とし、第三項第十一号又は第十四号に掲げる給付にあつては当該給付に要する費用の総額に各実施機関たる共済組合等が支給する改正前国共済法による職域加算額（死亡を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（同項第十二号又は第十五号に掲げる給付に係る部分に限る。）又は改正前私学共済法による年金である給付（死亡を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（同項第十二号又は第十五号に掲げる給付に係る部分に限る。）を加えた額とし、

「基礎年金相当率」とあるのは「基礎年金相当率（同項第十号又は第十三号に掲げる給付にあつては同項第七号に掲げる給付に係る基礎年金相当率、同項第十一号又は第十四号に掲げる給付にあつては同項第八号に掲げる給付に係る基礎年金相当率、同項第十二号又は第十五号に掲げる給付に係る部分に限る。）を加えた額」とする。

第五章 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する経過措置

第一百十七条 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定により支給する改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法及び改正前協定実施特例政令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前その厚その厚生年金保険の被保険者の協定厚生年金資格を喪失した日（被用者年金施特例保険の制度の一元化等を図るための厚	改正前その厚その厚生年金資格を喪失した日（被用者年金施特例保険の制度の一元化等を図るための厚
--	--

に係る部分に限る。）又は改正前私学共済法による年金である給付（障害を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（同項第十一号又は第十四号に掲げる給付に係る部分に限る。）を加えた額とし、同項第十二号又は第十五号に掲げる給付にあつては当該給付に要する費用の総額に各実施機関たる共済組合等が支給する改正前国共済法による職域加算額（死亡を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（同項第十二号又は第十五号に掲げる給付に係る部分に限る。）又は改正前私学共済法による年金である給付（死亡を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（同項第十二号又は第十五号に掲げる給付に係る部分に限る。）を加えた額とし、

法第三被保険生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十号）を失った元三号（以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日（以下「その日」という。）	改正前国共済法による平成二十四年協定実法の退一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七法第九年金の加給	改正前国共済法による平成二十四年協定実法の退一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七法第九年金の加給
--	--	--

職共済年金に相当する部分	職共済年金に相当する部分	職共済年金に相当する部分
職共済年金に相当する部分	職共済年金に相当する部分	職共済年金に相当する部分
職共済年金に相当する部分	職共済年金に相当する部分	職共済年金に相当する部分

<p>三条第二項第三号イ(2)</p>	<p>改正後協定特厚生年 例政令第 三十三号</p>	<p>なおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二十条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十二条第四項、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三十条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十七条第五項若しくは平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四十条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二十条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十二条第四項</p>
---------------------	------------------------------------	--

<p>改正後協定特厚生年 例政令第 三十三号</p>	<p>改正後協定特厚生年 例政令第 三十三号</p>	<p>改正後協定特厚生年 例政令第 三十三号</p>
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

<p>改正後協定特厚生年 例政令第 三十三号</p>	<p>改正後協定特厚生年 例政令第 三十三号</p>	<p>改正後協定特厚生年 例政令第 三十三号</p>
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

<p>改正後協定特厚生年 例政令第 三十三号</p>	<p>改正後協定特厚生年 例政令第 三十三号</p>	<p>改正後協定特厚生年 例政令第 三十三号</p>
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

合算すにあつては改正前国共済法附則第十二条の二の第六項又は第十二条の六の二第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属する月以後、同条第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合に於ては同項に規定する受給権者が改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後)におけるものを除く。

二改正前昭和三十一年十二月以後の相手国期間に於ては、ドイッチ協定に係る場合に於ては、ドイッチ協定の受給権者がその権利を取得し職共済たる日の翌日の属する月以後、当該退職金の計第六十一條第四項の規定により適用するの基礎となされた厚生年金保険法第四十條第三項の規定によりその額の改定を昭和が行われたものである場合に於ては、六十一年当該退職共済年金の受給権者が退職し改正法たる日の翌日の属する月以後、改正前地附則共済法附則第十八條の二第六項又は第十八條第二十四條の二第七項の規定によりその二項の額の改定が行われたものである場合に於ては、改正前地共済法附則第十八條第三号に於ては改正前地共済法附則第十八條に掲げるの二第六項又は第二十四條の二第七項期間に規定する受給権者が六十五歳に達し合算した日の翌日の属する月以後、同条第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合に於ては同項に規定する受給権者が改正前地共済法附則第十九條の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後)におけるものを除く。

三改正前昭和二十九年一月以後の相手国期間に於ては、ドイッチ協定に係る場合に於ては、ドイッチ協定の受給権者がその権利を取得し職共済たる日の翌日の属する月以後、当該退職金の計第六十一條第四項の規定により適用するの基礎となされた厚生年金保険法第四十條第三項の規定によりその額の改定を昭和が行われたものである場合に於ては、六十一年当該退職共済年金の受給権者が退職し改正法たる日の翌日の属する月以後、改正前地附則共済法附則第十八條の二第六項又は第十八條第二十四條の二第七項の規定によりその二項の額の改定が行われたものである場合に於ては、六十一年当該退職共済年金の受給権者が退職し改正法たる日の翌日の属する月以後、改正前地附則共済法附則第十八條第三号に於ては改正前地共済法附則第十八條に掲げるの二第六項又は第二十四條の二第七項期間に規定する受給権者が六十五歳に達し合算した日の翌日の属する月以後、同条第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合に於ては同項に規定する受給権者が改正前地共済法附則第十九條の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後)におけるものを除く。

<p>法附則は当該退職共済年金の受給権者が退職した日の翌日の属する月以後、改正前第二項私学共済法第二十五條において準用する第四号の改正前国共済法附則第十二條の二に掲げ第二第六項又は第十二條の六の二第七項の規定によりその額の改定が行われたと合算ものである場合に於ては改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法附則第十二條の二の二第六項又は第十二條の六の二第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属する月以後、改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法附則第十二條の六の二第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合に於ては同項に規定する受給権者が改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法附則第十二條の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後)におけるものを除く。</p>	<p>(退職共済年金の受給権者の配偶者に係る老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例に関する経過措置)</p>	<p>第二百一十一條 第一百九十九條第一項又は前条第一項の規定により読み替えられた改正後協定実施特例法の規定により支給する者の配偶者が昭和六十一年経過措置政令第二十六條各号に掲げる退職共済年金のうち、次の表の第一欄に掲げるもの(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定により支給するものに限る。)の受給権者であるときは、改正後協定実施特例法第十三條第一項第一号の期間比率は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、同表に掲げる退職共済年金の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間の月数を、同表の第三欄に掲げる期間の月数で除して得た率とする。</p>
<p>第一欄</p>	<p>第二欄</p>	<p>第三欄</p>

<p>一改正前国共済年金の当該退職共済年金のうち退職共済年金の受給権者の国共済法(国共済法第九條施行法第九條各号第一項、第九條施行法第九條各号第二項、第九條施行法第九條各号第三項、第九條施行法第九條各号第四項及び第九條施行法第九條各号第五項)において準用する新法第三十八條の二の規定により読み替え組合員期間の年月数に、改定前国共済法とを合算した年数に、改定前国共済法とを合算した月数を換算して得た月数</p>	<p>二改正前国共済年金の当該退職共済年金二百四十のうち退職共済年金の受給権者の国共済法(国共済法第九條施行法第九條各号第一項、第九條施行法第九條各号第二項、第九條施行法第九條各号第三項、第九條施行法第九條各号第四項及び第九條施行法第九條各号第五項)において準用する新法第三十八條第一項の規定により読み替えられた算した月数</p>	<p>三改正前地共済年金の当該退職共済年金のうち退職共済年金の受給権者の地共済法(地共済法第八條施行法第八條各号第一項、第八條施行法第八條各号第二項、第八條施行法第八條各号第三項、第八條施行法第八條各号第四項及び第八條施行法第八條各号第五項)において準用する新法第三十八條第一項の規定により読み替えられた算した月数</p>
<p>国共済法</p>	<p>地共済法</p>	<p>地共済法</p>

<p>四改正前地共済年金の当該退職共済年金のうち退職共済年金の受給権者の地共済法(地共済法第八條施行法第八條各号第一項、第八條施行法第八條各号第二項、第八條施行法第八條各号第三項、第八條施行法第八條各号第四項及び第八條施行法第八條各号第五項)において準用する新法第三十八條の二の規定により読み替え組合員期間の年月数に、改定前国共済法とを合算した年数に、改定前国共済法とを合算した月数を換算して得た月数</p>	<p>五改正前地共済年金の当該退職共済年金のうち退職共済年金の受給権者の地共済法(地共済法第十條施行法第十條各号第一項、第十條施行法第十條各号第二項、第十條施行法第十條各号第三項、第十條施行法第十條各号第四項及び第十條施行法第十條各号第五項)において準用する新法第三十八條第一項の規定により読み替えられた算した月数</p>	<p>六改正前地共済年金の当該退職共済年金のうち退職共済年金の受給権者の地方十(地共済法第十條施行法第十條各号第一項、第十條施行法第十條各号第二項、第十條施行法第十條各号第三項、第十條施行法第十條各号第四項及び第十條施行法第十條各号第五項)において準用する新法第三十八條第一項の規定により読み替えられた算した月数</p>
<p>十二を乗じて得た月数</p>	<p>十二を乗じて得た月数</p>	<p>十二を乗じて得た月数</p>

七 改正前地共済年金のうち退職共済年金の受給権者の地方十 （地共済施行法第十 条第三項（地共済組 合員期間の月数 行法第三十六条第 項において準用す る。）の規により その者が同定 の適用を受ける ことにより支給 されるものに限 る。）	とした場合のその 算入後の月数	八 改正前私学共済年金のうち退職共済年金百八十 （私立学校教職員共 済組合法等の一部 を修正する法律（ 昭和三十三年法律 第九十号）附則第 十号）附則第十 八項（同法附則第 十八項において準 用する。）の規定 により読み替えら れた改正前私学共 済法第二十五条に おいて改正前国共 済法によるものに 限る。）	（その額が改正前協定実施特例法第十七条第四 項の規定により定められた遺族基礎年金に關す る経過措置） 第九 第百二十二条 施行日の前日において遺族基礎年 金（その額が改正前協定実施特例法第十七条第 四項の規定により定められたものに限る。）の 受給権を有していた者に対し、改正後協定実施 特例政令第四十一条の規定を適用する場合にお いては、同条中「法第二十七条の規定により支 給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の 中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過措置 加算」とあるのは、「平成二十七年経過措置政 令百十七条第一項の規定により読み替えられ た平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の
--	--------------------	--	--

規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第九十六条第一項に規定する遺族給付の中高齢寡婦加算又は同条第二項に規定する遺族給付の経過措置加算」とする。

（改正前国共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金に係る協定実施特例法等の適用に關する経過措置）

第二百二十三條 次の各号に掲げる退職共済年金又は障害共済年金であつて当該各号に定める改正前協定実施特例法の規定により支給されるもの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整並びに当該受給権を有する者の配偶者に係る老齢厚生年金の加給及び障害厚生年金の配偶者加給、改正後協定実施特例政令百三十四条第一項に規定する旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等並びに改正後協定実施特例政令百三十九条第一項に規定する旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給の停止については、当該退職共済年金又は障害共済年金を改正後協定実施特例法の相当する規定により支給する給付とみなして、改正後協定実施特例法及び改正後協定実施特例政令の規定を適用する。

一 改正前国共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定

二 改正前地共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定

三 改正前私学共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金 平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定

附則 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二十九年七月二十八日政令第二一四号）抄

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附則（平成三〇年一月二四日政令第八号）

（施行期日等）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の十二條の二の規定及び第四條の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等するための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に關する政令百四十九條の二の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第九十号）による退職年金若しくは減額退職年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八十号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）による退職年金若しくは減額退職年金、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六十号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二十四号）による退職年金若しくは減額退職年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第九十号）附則第十六條第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金（次項において「退職年金等」という。）の受給権を有する者であつて、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金の受給権者であるもののうち、次の各号のいずれにも該当する者が、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に平成二十四年一元化法附則第十二條第二項の規定によりなおその効

力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四條の三第一項の申出をしたときは、施行日の前日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日が施行日以後にある者

二 当該老齢厚生年金の請求をしていない者

三 改正前厚生年金保険法第四十四條の三第一項の申出をしていない者

2 この政令の施行の際現に、退職年金等の受給権を有する者であつて、平成二十四年一元化法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金の受給権者であるもののうち、次の各号のいずれにも該当する者が、施行日以後に厚生年金保険法施行令第三條の十三の二第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七十八條の二十八の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十四條の三第一項の申出をしたときは、施行日の前日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した日が施行日以前にある者

二 当該老齢厚生年金の請求をしていない者

三 改正後厚生年金保険法第四十四條の三第一項の申出をしていない者

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条及び第四条の規定、第六条の規定（厚生年金保険法施行令第三條の五の二第一項及び第三條の十三の二の改正規定に限る。）、第十九條、第二十一條、第二十三條、第二十五條、第二十七條及び第三十一條の規定、第三十三條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第三十五條及び第四十二條の規定並びに附則第九條、第十一條、第十四條、第十六條及び第十八條の規定 令和五年四月一日